

R 2 宮 繕 蔵 本 公 園 徳 ・ 庄 町 1 野 球 場 本 館 棟 耐 震 改 修 他 工 事

図 面 目 録

建 築 図				構 造 図		設 備 図	
図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名
A-01	特記仕様書 1	A-26	3階 展開図 A	K-01	1階伏図	E-01	3階 改修電気設備図
A-02	特記仕様書 2	A-27	3階 展開図 B	K-02	2階伏図		
A-03	特記仕様書 3	A-28	1 塁側 Exp-j 現況改修平面詳細図	K-03	R階伏図		
A-04	特記仕様書 4	A-29	1 塁側 Exp-j 現況断面詳細図 A	K-04	軸組図	P-01	管工事仕様書
A-05	特記仕様書 5	A-30	1 塁側 Exp-j 現況断面詳細図 B	K-05	放送室 伏図・軸組図・部材リスト	P-02	付近見取図 全体配置図
A-06	特記仕様書 6	A-31	1 塁側 Exp-j 改修断面詳細図 A	K-06	放送室 補強詳細図	P-03	機器表・改修詳細図
A-07	付近見取図 配置図	A-32	1 塁側 Exp-j 改修断面詳細図 B	K-07	独立柱補強図	P-04	本館棟 3階管工事改修図
A-08	仕上表 1	A-33	部分詳細図			P-05	高架水槽改修図
A-09	1階 平面図 仮設計画図						
A-10	1階 平面図 耐震補強図						
A-11	2階 平面図 仮設計画図						
A-12	3階 平面図 仮設計画図						
A-13	3階 平面図 耐震補強図						
A-14	現況断面図						
A-15	立面図						
A-16	現況断面詳細図 撤去図						
A-17	改修断面詳細図						
A-18	断面詳細図 2 耐震現況改修図						
A-19	1階 現況改修平面詳細図 A						
A-20	1階 現況改修平面詳細図 B						
A-21	3階 現況平面詳細図 A						
A-22	3階 改修平面詳細図 A						
A-23	3階 現況平面詳細図 B						
A-24	3階 改修平面詳細図 B						
A-25	1階 展開図						

I. 工事概要

1. 工事名称 R2 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事
2. 工事場所 徳島市庄町1丁目
3. 敷地面積
4. 工事種目

棟名	工事種別	構造	階数	延床面積 m ²	建築面積 m ²
本館棟	改修	SRC 一部RC PHS	2 PHI	1945.428m ²	1549.105m ²

改修項目

- 1) 本館棟耐震改修工事（ﾌﾟﾚｽ増設、耐震ｽﾄｯﾄﾞ工事）
- 2) 放送室内部改修工事（床、壁、天井、等改修）
- 3) 放送室床下ｱｽﾌﾙﾄﾞ含有吹付材除去工事（柱、梁）
- 4) 上記に伴う電気設備工事
- 5) Exp-j 廻り改修工事（Exp-j、腰壁、ｽﾀﾝﾄﾞ防水、金物等改修）
- 6) 本館棟北側舗装工事
- 7) 高架水槽改修工事

5. 工事区分 野球場本館棟耐震改修工事における建築工事一式

6. 工期 工事完成期間は令和 年 月 日とする

II. 建築工事仕様書

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの)</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設の休館日に行う。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・材料、資材の搬出入路は別途図面によるものとする。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に30日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられていない。 ・警備員は、延30人(昼30人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 <p>◎受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。</p>

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況において、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面(平成28年度末までを目的)は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送時間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。</p>	
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること、工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。 	

章	項目	特記事項																																																												
1章 一般共通事項	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。	<p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら搬運する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3)処分場は下記による。(処分単価は税抜きとする)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>コンクリート(無筋)</th> <th>コンクリート(有筋)</th> <th>アスファルト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 社 名</td> <td>㈱吉野川ポンプ</td> <td>㈱吉野川ポンプ</td> <td>㈱吉野川ポンプ</td> </tr> <tr> <td>処 分 地</td> <td>徳島市応神町東貞方字北野 7-2</td> <td>徳島市応神町東貞方字北野 7-2</td> <td>徳島市応神町東貞方字北野 7-2</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td>5.1 km</td> <td>5.1 km</td> <td>5.1 km</td> </tr> <tr> <td>処理単価</td> <td>800 円/㌧</td> <td>1,000 円/㌧</td> <td>800 円/㌧</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>廃プラ</td> <td>木材</td> <td>石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>会 社 名</td> <td>㈱丸八木村商店 優良認定業者</td> <td>㈱佐々木エンジ 優良認定業者</td> <td>(財)徳島県環境整備公社(東部)</td> </tr> <tr> <td>処 分 地</td> <td>吉野川市鴨島町鴨島652-1</td> <td>徳島市国府町観音寺602-10</td> <td>板野郡松茂町豊久宇朝日野6番</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td>16.3 km</td> <td>6.7 km</td> <td>17.0 km</td> </tr> <tr> <td>処理単価</td> <td>10,000 円/㌧m3</td> <td>10,000 円/㌧</td> <td>18,000 円/㌧</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>金属</td> <td>ガラス</td> <td>廃石綿等</td> </tr> <tr> <td>会 社 名</td> <td>㈱旭金属 優良認定業者</td> <td>㈱フジケル</td> <td>㈱フジケル 優良認定業者</td> </tr> <tr> <td>処 分 地</td> <td>徳島市東沖州1丁目12</td> <td>徳島市上八方町田中1148番地1</td> <td>徳島市東沖州2丁目35番地</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td>9.8 km</td> <td>9.0 km</td> <td>7.1 km</td> </tr> <tr> <td>処理単価</td> <td>0 円/㌧</td> <td>3,700 円/㌧</td> <td>50,000 円/㌧</td> </tr> </tbody> </table> <p>有価材：鉄骨</p> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(対象建設工事)のうち、当初請負金額が500万円以上の工事において、コンクリート(2次製品含む)、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物、木材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を建設リサイクルデータ統合システム(以後GREDASと表記)により作成し(様式1又は様式1-2)、監督員に電子データにより提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージョンを使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)</p> <p>備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p>	種 類	コンクリート(無筋)	コンクリート(有筋)	アスファルト	会 社 名	㈱吉野川ポンプ	㈱吉野川ポンプ	㈱吉野川ポンプ	処 分 地	徳島市応神町東貞方字北野 7-2	徳島市応神町東貞方字北野 7-2	徳島市応神町東貞方字北野 7-2	運搬距離	5.1 km	5.1 km	5.1 km	処理単価	800 円/㌧	1,000 円/㌧	800 円/㌧	種 類	廃プラ	木材	石膏ボード	会 社 名	㈱丸八木村商店 優良認定業者	㈱佐々木エンジ 優良認定業者	(財)徳島県環境整備公社(東部)	処 分 地	吉野川市鴨島町鴨島652-1	徳島市国府町観音寺602-10	板野郡松茂町豊久宇朝日野6番	運搬距離	16.3 km	6.7 km	17.0 km	処理単価	10,000 円/㌧m3	10,000 円/㌧	18,000 円/㌧	種 類	金属	ガラス	廃石綿等	会 社 名	㈱旭金属 優良認定業者	㈱フジケル	㈱フジケル 優良認定業者	処 分 地	徳島市東沖州1丁目12	徳島市上八方町田中1148番地1	徳島市東沖州2丁目35番地	運搬距離	9.8 km	9.0 km	7.1 km	処理単価	0 円/㌧	3,700 円/㌧	50,000 円/㌧
種 類	コンクリート(無筋)	コンクリート(有筋)	アスファルト																																																											
会 社 名	㈱吉野川ポンプ	㈱吉野川ポンプ	㈱吉野川ポンプ																																																											
処 分 地	徳島市応神町東貞方字北野 7-2	徳島市応神町東貞方字北野 7-2	徳島市応神町東貞方字北野 7-2																																																											
運搬距離	5.1 km	5.1 km	5.1 km																																																											
処理単価	800 円/㌧	1,000 円/㌧	800 円/㌧																																																											
種 類	廃プラ	木材	石膏ボード																																																											
会 社 名	㈱丸八木村商店 優良認定業者	㈱佐々木エンジ 優良認定業者	(財)徳島県環境整備公社(東部)																																																											
処 分 地	吉野川市鴨島町鴨島652-1	徳島市国府町観音寺602-10	板野郡松茂町豊久宇朝日野6番																																																											
運搬距離	16.3 km	6.7 km	17.0 km																																																											
処理単価	10,000 円/㌧m3	10,000 円/㌧	18,000 円/㌧																																																											
種 類	金属	ガラス	廃石綿等																																																											
会 社 名	㈱旭金属 優良認定業者	㈱フジケル	㈱フジケル 優良認定業者																																																											
処 分 地	徳島市東沖州1丁目12	徳島市上八方町田中1148番地1	徳島市東沖州2丁目35番地																																																											
運搬距離	9.8 km	9.0 km	7.1 km																																																											
処理単価	0 円/㌧	3,700 円/㌧	50,000 円/㌧																																																											
5. 施工調査	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は2週間とする。切り直し時期については、調査完了頃とする。	◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。																																																												
◎解体前に、照明器具及びトランス内連相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。																																																														

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事	●図面番号 A-01	(株) 槇野一級建築設計事務所 槇野 清	R02-3
		●図面名 特記仕様書-1	●縮尺 NON		

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																												
1章 一般共通事項	6. 材料・製品等	1章 一般共通事項	7. 化学物質を発生する建築材料等	1章 一般共通事項	10. 設計変更箇所確認																																																																																																																																																												
	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許容、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。 ◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。 ◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を出すものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。 ◎改樺仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。		8. 施工		◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當番課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎他工事と取り合い区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリープ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリープ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(6Lまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓋、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガランリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎技能士の適用 ◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印・・・適用作業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>○ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金 かわらぶき</td> <td>・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td>サッシ施工 ガラス施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリープ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンブレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(6Lまで)	○					蓋、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガランリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業	サッシ施工 ガラス施工	・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業	11. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> (注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎電子納品・対象 ◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・ 原図版) ・工事写真(写真帳1部(着手前)・工事中・ 竣工)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・保金に関する資料 ◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。 ◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事完成撮影は、専門家に(よる、 よらない)ものとする。 ◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																																																																												
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○																																																																																																																																																													
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																																																																													
スリープ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																																																																																
同上(リンブレン等)	○																																																																																																																																																																
床、天井点検口	○																																																																																																																																																																
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																																																																													
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																																																																																
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																																																																														
縦樋(6Lまで)	○																																																																																																																																																																
蓋、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																																																																													
同上補強	○																																																																																																																																																																
給排水ガランリ取り付け	○																																																																																																																																																																
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																																																																																
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																																																																																															
仮設	とび	・ とび作業																																																																																																																																																															
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																															
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																															
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																															
鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																															
防水	防水施工	・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業																																																																																																																																																															
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																															
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																															
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業																																																																																																																																																															
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																															
左官	左官	・ 左官作業																																																																																																																																																															
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業																																																																																																																																																															
	サッシ施工 ガラス施工	・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業																																																																																																																																																															
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																																																																																															
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業																																																																																																																																																															
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																															
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																															
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																															
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業																																																																																																																																																															
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																																																																															
3千万円未満	—	1回																																																																																																																																																															
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																																																																															
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																																																																															
1億円以上	2回	3回																																																																																																																																																															
				12. 完成図等																																																																																																																																																													

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 宮精 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事	●図面番号 A-02	(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清	R02-3
	●図面名 特記仕様書-2	●縮尺 NON		



章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項														
1章 一般共通事項	13. 火災保険	<p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	2章 改修仮設工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	3章 躯体工事(1) (土工事)	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。 ◎場内処分とする。 ◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地素 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシュラン)とする														
	14. 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p> <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>		測定対象室	測定箇所数						2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM(1F床面)を±0とし、NGLは5M-(100)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。	2. 建設発生土の処理	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地素 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシュラン)とする								
	測定対象室	測定箇所数																				
16. 瑕疵補修	◎徳島県公共工事標準請負契約第41条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(1年・(2年))とする。 ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。	3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。	3. 砂利・砂・割り石	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地素 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシュラン)とする																	
		4. その他	◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移動、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。		◎締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。																	
		◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。	◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に管轄課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。	3章 躯体工事(4) (鉄筋工事)	1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A SD345</td> <td>D10~D19</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状：格子 寸法：150 径：6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・特殊継手)とする。</p> <p>◎鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p> <p>◎目地がある場合のかぶり、目地からの寸法とする。</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【第一基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D10~D19	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：格子 寸法：150 径：6	
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																			
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D10~D19																			
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-																				
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状：格子 寸法：150 径：6																				
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎外部足場(一般 種類：枠組本足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：メッシュ養生シート) 単管本足場、仕様：2枚布、D=120cm、シート仕様：メッシュ養生シート 単管一本足場、仕様：1枚布、D=60cm 単管一本足場 ・壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。	2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																	
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎内部足場(種類：脚立足場、仕様：1枚布、D= cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下)	3. 加工及び組立て	◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・特殊継手)とする。 <p>◎鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p> <p>◎目地がある場合のかぶり、目地からの寸法とする。</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【第一基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>																	
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「管轄課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎目地がある場合のかぶり、目地からの寸法とする。 <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【第一基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>																	
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎仮囲いの仕様：ガードボックス(図示)	5. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																	
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎ゲート(有・無)仕様：)	1. 一般事項	◎設計基準強度																	
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎受注者は、つり足場(コンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。	2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。 <p>◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・特殊継手)とする。</p> <p>◎鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p> <p>◎目地がある場合のかぶり、目地からの寸法とする。</p> <p>◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【第一基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>																	
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎既存部分の養生範囲は工事範囲内の屋上防水面とする。(養生方法：合板、ブルーシートによる)	3章 躯体工事(5) (コンクリート工事)	1. 一般事項	◎設計基準強度																
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎既存部分の家具等の養生範囲は改修室内とする。(養生方法：合板、ブルーシートによる)	2. コンクリートの仕上がり	◎構造体コンクリートの鋼合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監督者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種類は(A・B・C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕表6.2.5による。</p>																	
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・(設けない))	2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。 <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種類は(A・B・C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕表6.2.5による。</p>																	
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎既存電力利用(出来る)・出来ない)、電力料金(有償)・無償) ただし、施設管理者と協議すること。	2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。 <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種類は(A・B・C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕表6.2.5による。</p>																	
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎既存水利用(出来る)・出来ない)、用水料金(有償)・無償)																			
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎同用際は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて)設けること。																			
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。																			
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。																			
		◎測定の対象は、測定対象室の工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は解放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する																				

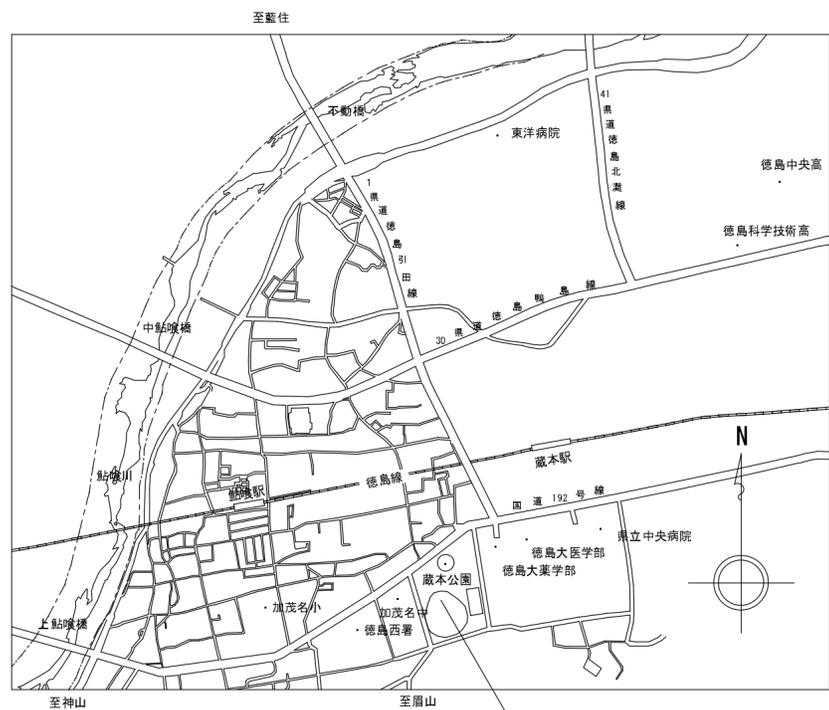
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																
3章 躯体工事(5) (コンクリート工事)	3. 普通コンクリート	<p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎試験りは(行う)・(行わない)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中の内いずれか1つについて確認をとらなければならない</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0%以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料は(使用する)・(使用しない)。 A E減水剤</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p>	3章 躯体工事(6) (鉄骨工事)	2. 材料	<p>◎普通ボルト及びナットは、材質は、(JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181)) ・ JIS本体規格品(ISO規格))とする。 径は、()とし、使用箇所は図示による。</p> <p>◎アンカーは後施工アカとし図示による</p> <p>◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相当したもので、製作工場の通常使用のものとする。</p> <p>◎柱底均しモルタルは無収縮モルタルとする場合は次による。 ・セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。 ・混和材は、セメント系(酸化カルシウム、カルシウムサルファミンネート等によって膨張する性質を利用するもの)とする。 ・砂、配合比等は、製造所の仕様による。 ・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕表7.2.6による。</p> <p>◎JIS規格品は、材料試験は行わない ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎トルシア形高カボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>◎板厚方向の引張試験を(行う)・(行わない)。</p>	3章 躯体工事(6) (鉄骨工事)	9. 工事現場施工	<p>◎鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書-6-鉄骨工事付則-6-鉄骨精度検査基準」による。 ただし以下のものは図面による。 ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。</p> <p>◎柱底均しモルタル工法は(A)・(B)種とし、厚さは図示による。 A種の場合は無収縮モルタルは、製造所の仕様による。</p> <p>◎普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、鋼線、母屋類は除く。 また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。</p> <p>◎形鋼、鋼板類の垂れめっきは、標仕表14.2.2による。</p> <p>◎摩擦面の処理は、(プラスト処理) ・ (リン酸塩処理) とする。</p> <p>◎プラスト処理とする場合は、5.高カボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。</p> <p>◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は(すべり試験)とする すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高カボルト技術協会の「めっき高カボルト接合設計施工指針」による。</p>																																																
	4. レディミクストコンクリート工場の指定	◎型枠は、(県産木製型枠) ・ (合板) ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック) とする。		3. 材料試験	◎高カボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。		3章 躯体工事(7) (組構工事)	1. ALCパネル	<p>◎ALCパネルは、JIS A 5416による規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位荷重 (パネルの 設計荷重) (N/m²)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>長さ (mm)</th> <th>幅 (mm)</th> <th>表面加工の 区</th> <th>パネルの 取付け 法</th> <th>耐火 性能</th> <th>使用 箇所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>間仕切</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> <td>125</td> <td>6,000</td> <td>600</td> <td>平バネ</td> <td>敷設筋工法</td> <td>1時間</td> <td>放送室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位荷重 (パネルの 設計荷重) (N/m ²)	厚さ (mm)	長さ (mm)	幅 (mm)	表面加工の 区	パネルの 取付け 法	耐火 性能	使用 箇所	備 考	壁										間仕切										屋根										床		125	6,000	600	平バネ	敷設筋工法
種類	単位荷重 (パネルの 設計荷重) (N/m ²)	厚さ (mm)	長さ (mm)	幅 (mm)	表面加工の 区	パネルの 取付け 法	耐火 性能	使用 箇所	備 考																																															
壁																																																								
間仕切																																																								
屋根																																																								
床		125	6,000	600	平バネ	敷設筋工法	1時間	放送室																																																
5. 型枠	◎打ち出し仕上げの打ち増し厚さは 20mmとする。	4. 工作一般	◎高カボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。	4章 防水改修工事	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。																																																		
6. 無筋コンクリート	◎誘発目地の位置、形状及び寸法は図示による。	5. 高カボルト接合	◎床書き現寸図は作成(する)・(しない)。	2. 改修工法の種類及び工程	◎降雨等に対する養生方法は、(上屋シート養生) ・ 下階天井養生 ・ その他() とする。	<p style="text-align: center;">工 法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程</th> <th colspan="3">工 法</th> </tr> <tr> <th>L 4 X</th> <th>P 2 Y</th> <th>X 2 特殊防水下地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td>屋上</td> <td>屋上</td> <td>屋上</td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td>既存のまま</td> <td>撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td>既存のまま</td> <td>既存のまま</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>水洗い 下地処理</td> <td>水洗い 下地処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>特殊塗膜防水</td> <td>ゴム系塗膜防水</td> <td>特殊塗膜防水</td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td>軽量コンクリート(7)70</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程	工 法			L 4 X	P 2 Y	X 2 特殊防水下地	施工箇所	屋上	屋上	屋上	1 既存保護層(立上り部等)撤去等				2 既存保護層(平場)撤去等	既存のまま	撤去		3 既存断熱層撤去等				4 既存防水層(立上り部等)撤去等				5 既存防水層(平場)撤去等	既存のまま	既存のまま		6 既存下地の補修及び処置	水洗い 下地処理	水洗い 下地処理		7 防水層の新設	特殊塗膜防水	ゴム系塗膜防水	特殊塗膜防水	8 断熱材の新設				9 保護層の新設		軽量コンクリート(7)70				
工程	工 法																																																							
	L 4 X	P 2 Y	X 2 特殊防水下地																																																					
施工箇所	屋上	屋上	屋上																																																					
1 既存保護層(立上り部等)撤去等																																																								
2 既存保護層(平場)撤去等	既存のまま	撤去																																																						
3 既存断熱層撤去等																																																								
4 既存防水層(立上り部等)撤去等																																																								
5 既存防水層(平場)撤去等	既存のまま	既存のまま																																																						
6 既存下地の補修及び処置	水洗い 下地処理	水洗い 下地処理																																																						
7 防水層の新設	特殊塗膜防水	ゴム系塗膜防水	特殊塗膜防水																																																					
8 断熱材の新設																																																								
9 保護層の新設		軽量コンクリート(7)70																																																						
1. 一般事項	◎製作工場は、国土交通大臣の認定による(R)グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。	6. 普通ボルト接合	◎トルシア形高カボルトは、軸力の確認試験を(行う)・(行わない)。	3. 既存下地の補修材料	◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。																																																			
2. 材料	◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を(置く)・置かなくともよい)	7. 溶接接合	◎普通ボルトの戻止めは(二重ナット) ・ ナットの溶接 (ゆりみ防止用特殊ナット) による。 ただし、母屋・鋼線類の取付用ボルトは、戻止めを省略する。	4. 塗膜防水	◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は(図示) とする。																																																			
	◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30~35×45cm)(H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。	8. 錆止め塗装	◎溶接作業は、工場作業を原則とする。 ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。		◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、二重ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。																																																			
	◎鋼材は次による。	10. 耐火被覆	◎溶接技能者に対して、技量付加試験を(行う)・(行わない)。		◎工 法 : L 4 X P 2 Y 新規 種 別 : X-2 Y-2																																																			
	◎設計基準強度 (18) N/mm ² 、スランプ (15・18) cm		◎開先の形状は構造図による。		◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。																																																			
	◎適用箇所：押エコンクリート		◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。		◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。																																																			
	◎試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。		◎エンドタブの切除は(行う)・(行わない)。行う場合は図示による。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>種 別</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>仕 上 塗 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>X-2</td> <td>鉄骨基礎 面台</td> <td>製造所仕様による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L 4 X</td> <td>X-2</td> <td>鉄骨基礎</td> <td>製造所仕様による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P 2 Y</td> <td>Y-2</td> <td>鉄骨基礎</td> <td>製造所仕様による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考	新規	X-2	鉄骨基礎 面台	製造所仕様による		L 4 X	X-2	鉄骨基礎	製造所仕様による		P 2 Y	Y-2	鉄骨基礎	製造所仕様による																																
工 法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料	備 考																																																				
新規	X-2	鉄骨基礎 面台	製造所仕様による																																																					
L 4 X	X-2	鉄骨基礎	製造所仕様による																																																					
P 2 Y	Y-2	鉄骨基礎	製造所仕様による																																																					
	◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を(行う)・(行わない)。 試験を行う場合の平均出検査品質限界(AOQL)は(2.5% ・ 4%) とする。		◎耐火被覆 材料(耐熱ウール(7)20)、工法(箱張り) 種別(巻付け耐火被覆材)、耐火性能(1時間)		◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。																																																			
	◎試験の種類		◎板組を(実施する)・(実施しない)。																																																					
	◎試験箇所		◎すべり係数試験は(行う)・(行わない)。																																																					
	◎試験数		◎トルシア形高カボルトは、軸力の確認試験を(行う)・(行わない)。																																																					
	◎備考		◎高カボルトは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。																																																					
	超音波探傷試験		◎スカラップの形状は、図示による。																																																					
			◎エンドタブの切除は(行う)・(行わない)。行う場合は図示による。																																																					
			◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を(行う)・(行わない)。 試験を行う場合の平均出検査品質限界(AOQL)は(2.5% ・ 4%) とする。																																																					
			◎素地ごしらは、標仕表18.2.2(A・B・C)種とする。 ※A種及びB種は製作工場で行うものとする。																																																					
			◎塗料種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.1の(A・B・C)種																																																					
			◎塗装種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.3の(A・B)種 (工場1回、現場1回)																																																					
			◎耐火被覆 材料(耐熱ウール(7)20)、工法(箱張り) 種別(巻付け耐火被覆材)、耐火性能(1時間)																																																					
			◎試験の種類																																																					
			超音波探傷試験																																																					
			備考																																																					
			第6水準																																																					

章 項 目	特 記 事 項																																																																				
4章 防水改修工事	<p>5. シーリング</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行)・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験)・引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既 存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸 法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコン系</td> <td>SR-2</td> <td>内部</td> <td>充填工法</td> <td>10×10</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td>PS-2</td> <td>遮音壁</td> <td>充填工法</td> <td>15×10</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>NS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td>PS-2</td> <td>防水端部</td> <td>再充填工法</td> <td>15×10</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>PS-2</td> <td>建具廻り</td> <td>再充填工法</td> <td>10×10</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>PS-2</td> <td>スリット</td> <td>充填工法</td> <td>30×15</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 防水保証</p> <p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	記号	材質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験	SR-2	2成分シリコン系	SR-2	内部	充填工法	10×10	無	MS-2	変成シリコン	PS-2	遮音壁	充填工法	15×10	無	NS-2	変成シリコン	PS-2	防水端部	再充填工法	15×10	有	PU-2	ポリウレタン系	PS-2	建具廻り	再充填工法	10×10	有	PU-2	ポリウレタン系	PS-2	スリット	充填工法	30×15	有																										
記号	材質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験																																																															
SR-2	2成分シリコン系	SR-2	内部	充填工法	10×10	無																																																															
MS-2	変成シリコン	PS-2	遮音壁	充填工法	15×10	無																																																															
NS-2	変成シリコン	PS-2	防水端部	再充填工法	15×10	有																																																															
PU-2	ポリウレタン系	PS-2	建具廻り	再充填工法	10×10	有																																																															
PU-2	ポリウレタン系	PS-2	スリット	充填工法	30×15	有																																																															
5章 外壁改修工事	<p>1. 外壁改修の施工数量及び調査方法</p> <p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p> <p>◎コンクリート打ち直し仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠 損 部</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200～300 エポキシ樹脂：中粘度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リカットシール材 充填工法</td> <td>材料： シーリング材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>材料：</td> <td>材料：無収縮材</td> <td>FC=30</td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎モルタル塗仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠 損 部</th> <th>浮 き 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法 ひび割れ1.0mm以下</td> <td>工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200～300 エポキシ樹脂：中粘度形</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リカットシール材 充填工法</td> <td>材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>材料：</td> <td>材料：</td> <td>材料：</td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法 狭隙部</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：5本/m</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2.外壁改修工法の種類と材料)による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地 仕上</th> <th>下地 調整</th> <th>仕上 形状</th> <th>工 法</th> <th>防火 認定</th> <th>上 塗 材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薄付け 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装薄塗材E 高圧水洗浄 60～80kg/m²</td> <td>コンクリート 打放し</td> <td></td> <td>砂壁状</td> <td>吹付</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>防水形 複層塗材E 高圧水洗浄 60～80kg/m²</td> <td>コンクリート 打放し</td> <td>C-1 粉砂系</td> <td>凸凹模様</td> <td>吹付</td> <td>有</td> <td>下記</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎複層塗材の上塗材は超低汚染水性型フッ素樹脂塗料とする</p> <p>◎外壁設備機器、配管廻りの施工は次による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピーカー、アンテナ、換気フード、缶等は養生のうえ吹付けを行う ・配管、ボックス類はそのまま吹付けを行うが、ブリカ(可とう電線管)は吹付けを行ってもすぐに剥けるので養生をするためにブリカを固定しているサドルを外して養生を行い、吹付け完了後再度サドルを取り付ける 	工 法	ひび割れ部	欠 損 部	備 考	樹脂注入工法	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200～300 エポキシ樹脂：中粘度			リカットシール材 充填工法	材料： シーリング材			シール工法	材料：	材料：無収縮材	FC=30	充填工法				工 法	ひび割れ部	欠 損 部	浮 き 部	樹脂注入工法 ひび割れ1.0mm以下	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200～300 エポキシ樹脂：中粘度形			リカットシール材 充填工法	材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える			シール工法	材料：	材料：	材料：	充填工法				アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法 狭隙部			エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：5本/m	種 類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地 仕上	下地 調整	仕上 形状	工 法	防火 認定	上 塗 材	薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E 高圧水洗浄 60～80kg/m ²	コンクリート 打放し		砂壁状	吹付	有		複層 仕上塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E 高圧水洗浄 60～80kg/m ²	コンクリート 打放し	C-1 粉砂系	凸凹模様	吹付	有	下記
工 法	ひび割れ部	欠 損 部	備 考																																																																		
樹脂注入工法	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200～300 エポキシ樹脂：中粘度																																																																				
リカットシール材 充填工法	材料： シーリング材																																																																				
シール工法	材料：	材料：無収縮材	FC=30																																																																		
充填工法																																																																					
工 法	ひび割れ部	欠 損 部	浮 き 部																																																																		
樹脂注入工法 ひび割れ1.0mm以下	工法：自動式低圧注入工法 注入量：30ml/本 注入間隔：200～300 エポキシ樹脂：中粘度形																																																																				
リカットシール材 充填工法	材料：可とう性球状樹脂 ひび割れ1.0mmを超える																																																																				
シール工法	材料：	材料：	材料：																																																																		
充填工法																																																																					
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法 狭隙部			エポキシ樹脂：高粘度形 充填量：25ml/本 ピン本数 一般：5本/m																																																																		
種 類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地 仕上	下地 調整	仕上 形状	工 法	防火 認定	上 塗 材																																																														
薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E 高圧水洗浄 60～80kg/m ²	コンクリート 打放し		砂壁状	吹付	有																																																															
複層 仕上塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E 高圧水洗浄 60～80kg/m ²	コンクリート 打放し	C-1 粉砂系	凸凹模様	吹付	有	下記																																																														
3. 塗り仕上げ外壁改修工事																																																																					

章 項 目	特 記 事 項																																																																																																
6章 内装改修工事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(a)参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(a)(1)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(a)(5)</td> <td>同 上</td> <td>部分的な不良箇所に対する指示を記入 また、木床組の場合、撤去範囲を記入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(b)参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成熟脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は全面とする</p> <p>②壁改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(a)参照 ・間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による 塗り厚25mm超の場合の補修を(行)・行わない) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 等 の 区 分</th> <th>既 存 床 ・ 建 具 ・ 天 井 取 合 の 補 修 範 囲 及 び 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油圧クラッシャー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ハンドブレーカー使用</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>アグレッシブウォータージェット使用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(b)、(c)及び(d)参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既 存 床 ・ 建 具 ・ 天 井 取 合 の 補 修 範 囲 及 び 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既 存 壁 取 合 の 補 修 範 囲 及 び 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。 <p>◎工事現場投入時の含水率は(A)・(B)種とする。</p> <p>◎材質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法により、製材の日本農林規格に適合する構造用製材の使用が義務づけられている場合、原則として県内の「製材等JAS認定工場」で製材した製材品を使用しなければならない。ただし、積架材以外の材についてはこの限りではない。 <p>・樹種及び等級</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹 種</th> <th>寸 法</th> <th>材料の等級</th> <th>形 状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">下 地 材</td> <td rowspan="3">壁下地</td> <td rowspan="3">杉</td> <td rowspan="3">図示</td> <td rowspan="3">2級</td> <td rowspan="3">図示</td> <td rowspan="3">---</td> <td rowspan="3">A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造 作 材</td> <td>緑線</td> <td>桧</td> <td>図示</td> <td>1等</td> <td>図示</td> <td>A(B)C</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>巾木</td> <td>桧</td> <td>図示</td> <td>1等</td> <td>図示</td> <td>A(B)C</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 木工事</p> <p>4. 製材</p>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル	改標仕6.2.2(a)(1)による	全面・一部(図示)		床組	改標仕6.2.2(a)(5)	同 上	部分的な不良箇所に対する指示を記入 また、木床組の場合、撤去範囲を記入																	下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成熟脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	機 械 等 の 区 分	既 存 床 ・ 建 具 ・ 天 井 取 合 の 補 修 範 囲 及 び 内 容	油圧クラッシャー使用		ダイヤモンドカッター使用	図示	ハンドブレーカー使用	図示	アグレッシブウォータージェット使用		撤 去 区 分	既 存 床 ・ 建 具 ・ 天 井 取 合 の 補 修 範 囲 及 び 内 容	壁下地を含む全面	図示	ボード面まで	図示	ボード面を残し仕上げのみ	図示	撤 去 区 分	既 存 壁 取 合 の 補 修 範 囲 及 び 内 容	天井下地を含む全面	図示		施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考	下 地 材	壁下地	杉	図示	2級	図示	---	A種				造 作 材	緑線	桧	図示	1等	図示	A(B)C	A種		巾木	桧	図示	1等	図示	A(B)C	A種	
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																														
ビニール床シート ビニール床タイル	改標仕6.2.2(a)(1)による	全面・一部(図示)																																																																																															
床組	改標仕6.2.2(a)(5)	同 上	部分的な不良箇所に対する指示を記入 また、木床組の場合、撤去範囲を記入																																																																																														
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																																															
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成熟脂床の場合																																																																																															
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																																																															
機 械 等 の 区 分	既 存 床 ・ 建 具 ・ 天 井 取 合 の 補 修 範 囲 及 び 内 容																																																																																																
油圧クラッシャー使用																																																																																																	
ダイヤモンドカッター使用	図示																																																																																																
ハンドブレーカー使用	図示																																																																																																
アグレッシブウォータージェット使用																																																																																																	
撤 去 区 分	既 存 床 ・ 建 具 ・ 天 井 取 合 の 補 修 範 囲 及 び 内 容																																																																																																
壁下地を含む全面	図示																																																																																																
ボード面まで	図示																																																																																																
ボード面を残し仕上げのみ	図示																																																																																																
撤 去 区 分	既 存 壁 取 合 の 補 修 範 囲 及 び 内 容																																																																																																
天井下地を含む全面	図示																																																																																																
	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ	含水率	備 考																																																																																									
下 地 材	壁下地	杉	図示	2級	図示	---	A種																																																																																										
造 作 材	緑線	桧	図示	1等	図示	A(B)C	A種																																																																																										
	巾木	桧	図示	1等	図示	A(B)C	A種																																																																																										

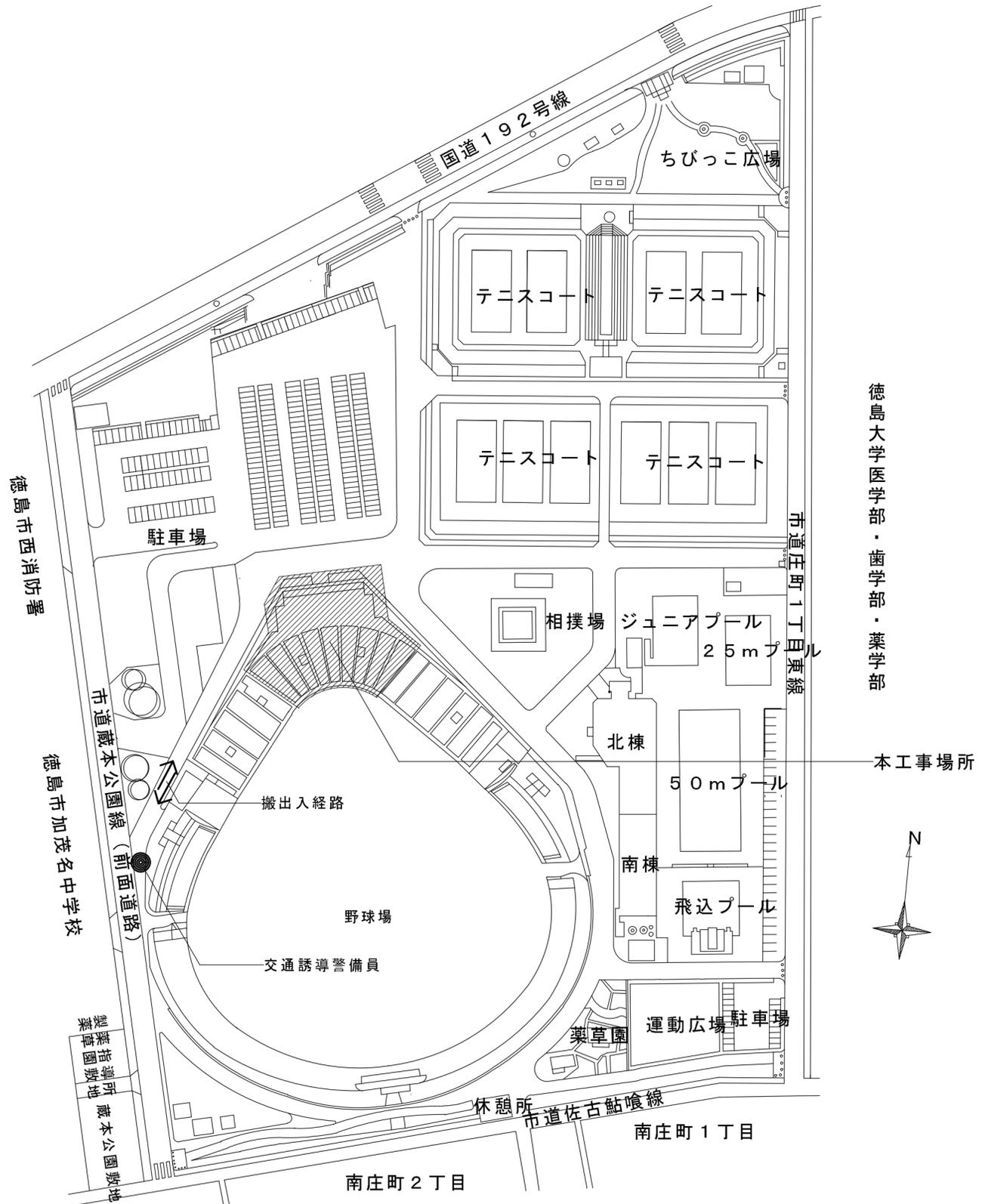
章 項 目	特 記 事 項																																																																																			
6章 内装改修工事	<p>5. 床張り用合板等</p> <p>◎普通合板 ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>表板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送室</td> <td>12</td> <td>ア</td> <td></td> <td></td> <td>---</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。</p> <p>◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。</p> <p>◎かすがい、産金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード)、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18.2.15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>6. 軽量鉄骨壁下地</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎スタッド、ランナーの種類は、(65型)とし、改標仕表6.7.1による。</p> <p>7. 軽量鉄骨天井下地</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎緑線等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th colspan="2">材 種</th> <th rowspan="2">色 柄</th> <th rowspan="2">厚 さ</th> <th rowspan="2">接 着 剤</th> <th rowspan="2">施 工 箇 所</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種 別</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニル床タイル</td> <td>半硬質ビニル床タイル</td> <td>K T</td> <td>柄物</td> <td>2.0</td> <td>改標仕 表6.8.1</td> <td>便所、土間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビニル床シート</td> <td>複層ビニル床シート</td> <td>F S</td> <td>柄物</td> <td>2.5</td> <td>改標仕 表6.8.1</td> <td>一般</td> <td>熱溶接</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ビニル幅木：材質(軟質)・硬質)、高さ(60・70・100)、厚さ(1.5mm以上)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>種 別</th> <th>品 質</th> <th>帯 電 性</th> <th>厚 さ</th> <th>工 法</th> <th>防 火 性 能</th> <th>下 敷</th> <th>品 質 検 査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>列脚ベットの</td> <td>第一種</td> <td>ルーフハル</td> <td>指定無し</td> <td>6.5</td> <td>全面接着</td> <td>防火</td> <td>無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>9. カーベットの敷き</p>	施工箇所	厚さ (mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備 考	放送室	12	ア			---		材質	材 種		色 柄	厚 さ	接 着 剤	施 工 箇 所	備 考	種 別	記 号	ビニル床タイル	半硬質ビニル床タイル	K T	柄物	2.0	改標仕 表6.8.1	便所、土間		ビニル床シート	複層ビニル床シート	F S	柄物	2.5	改標仕 表6.8.1	一般	熱溶接																	種 類	種 別	品 質	帯 電 性	厚 さ	工 法	防 火 性 能	下 敷	品 質 検 査	列脚ベットの	第一種	ルーフハル	指定無し	6.5	全面接着	防火	無し										
施工箇所	厚さ (mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備 考																																																																														
放送室	12	ア			---																																																																															
材質	材 種		色 柄	厚 さ	接 着 剤	施 工 箇 所	備 考																																																																													
	種 別	記 号																																																																																		
ビニル床タイル	半硬質ビニル床タイル	K T	柄物	2.0	改標仕 表6.8.1	便所、土間																																																																														
ビニル床シート	複層ビニル床シート	F S	柄物	2.5	改標仕 表6.8.1	一般	熱溶接																																																																													
種 類	種 別	品 質	帯 電 性	厚 さ	工 法	防 火 性 能	下 敷	品 質 検 査																																																																												
列脚ベットの	第一種	ルーフハル	指定無し	6.5	全面接着	防火	無し																																																																													

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																														
6章 内装改修工事	10. せつこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">せつこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>改標仕6.13.3</td> <td>軽鉄</td> <td>ｽｸﾙｰﾌﾟ</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>継目</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>同上</td> <td>軽鉄</td> <td>ﾃｰﾊﾞｰｲﾝｸﾞ</td> </tr> <tr> <td>化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>同上</td> <td>軽鉄</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">吸音用穴あきせつこうボード JIS A 6301の規格品</td> <td>壁</td> <td>底目</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>同上</td> <td>軽鉄</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	9.5	準不燃	改標仕6.13.3	軽鉄	ｽｸﾙｰﾌﾟ	壁	継目	12.5	不燃	同上	軽鉄	ﾃｰﾊﾞｰｲﾝｸﾞ	化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃	同上	軽鉄		吸音用穴あきせつこうボード JIS A 6301の規格品	壁	底目	9.5	準不燃	同上	軽鉄									8章 耐震改修工事	I. 鉄筋工事	◎特記無きものは3章による	10章 外構工事	1. 路床	◎六価クロム溶出試験を(行う)・(行わない)。 ◎路床土の支持力比(CBR)試験は(行う)【乱した土、乱さない土】・(行わない)。 ◎路床締固め試験は(行う)・(行わない)。目標CBRIは()以上とする。 ◎砂の粒度試験は(行う)・(行わない)。 ◎現場CBR試験を(行う)・(行わない)
	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																														
	せつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	9.5	準不燃	改標仕6.13.3	軽鉄	ｽｸﾙｰﾌﾟ																																														
壁		継目	12.5	不燃	同上	軽鉄	ﾃｰﾊﾞｰｲﾝｸﾞ																																															
化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃	同上	軽鉄																																																
吸音用穴あきせつこうボード JIS A 6301の規格品	壁	底目	9.5	準不燃	同上	軽鉄																																																
11. モルタル塗り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床仕上げ</td> <td>コテ押エ</td> <td></td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床仕上げ</td> <td>コテ押エ</td> <td></td> <td>有</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>壁仕上げ</td> <td>コテ押エ</td> <td></td> <td>無</td> <td>ラス下地</td> </tr> <tr> <td>壁仕上げ</td> <td>コテ押エ</td> <td></td> <td>有</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>壁仕上げ</td> <td>剛毛引き</td> <td></td> <td>無</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎目地の位置及び寸法は図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p>	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	床仕上げ	コテ押エ		無		床仕上げ	コテ押エ		有	外部	壁仕上げ	コテ押エ		無	ラス下地	壁仕上げ	コテ押エ		有	外部	壁仕上げ	剛毛引き		無	外部	II. コンクリート工事	◎特記無きものは3章による	2. 路盤	◎路盤材料(再生砕石 RC-40) ◎締固め試験は(行う)・(行わない)。 ◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。																			
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																		
床仕上げ	コテ押エ		無																																																			
床仕上げ	コテ押エ		有	外部																																																		
壁仕上げ	コテ押エ		無	ラス下地																																																		
壁仕上げ	コテ押エ		有	外部																																																		
壁仕上げ	剛毛引き		無	外部																																																		
12. 接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	III. 耐震スリット新設工事	◎スリットの幅及び深さは図示による。	3. コンクリート舗装	◎設計基準強度(21=3N/mm ²)、スランプ(18)、粗骨材の最大寸法(25) ◎表面の仕上げ(平坦仕上げ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート舗装</td> <td></td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎目地 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>目地の種類</th> <th>目地の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺部</td> <td>れき青質 W20</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>中央</td> <td>れき青質 W20</td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table> </p>	舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	コンクリート舗装		150	部位	目地の種類	目地の間隔	周辺部	れき青質 W20	図示	中央	れき青質 W20	図示																																		
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)																																																				
コンクリート舗装		150																																																				
部位	目地の種類	目地の間隔																																																				
周辺部	れき青質 W20	図示																																																				
中央	れき青質 W20	図示																																																				
13. 断熱材	◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	1. アスベスト含有建材の処理工事	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。	4. 舗装仕上げ材	◎溶接金網は使用(する)・しない)。 6φ-150目 ◎コンクリート版の厚さは、水糸又はレベルにより測定する。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。 ◎仕上げ材：ゴム4枚張り 屋外用スパイク対応ゴムタイル 500×500×t9.0																																																	
7章 塗装改修工事	1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	1. 一般事項	◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う)・(行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を() 部作成し監督員に提出すること。 ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎工法 (1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3階</td> <td>放送室</td> <td>床下</td> <td>ｱｽﾞﾞﾙ含有吹付け材</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	3階	放送室	床下	ｱｽﾞﾞﾙ含有吹付け材	m ²	11章 解体工事	1. 一般事項	◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。 ◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと、工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせつこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)																																					
	階数	室名	箇所	建材種別	面積																																																	
	3階	放送室	床下	ｱｽﾞﾞﾙ含有吹付け材	m ²																																																	
	2. 合成樹脂顔合ペイント塗り(SOP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RA種</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	木部		B種	RA種																																2. アスベスト含有吹付け材の除去	◎作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける)・仮設建築物を設ける)。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。	2. 事前措置	◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、第一種特定製品の有無について、事前確認書により監督員に説明すること。		
	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																																															
屋外		屋内	屋外		屋内																																																	
木部		B種	RA種																																																			
3. 耐水性塗料塗り(OP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>A種</td> <td>RA種</td> <td>3級</td> <td>新規</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	鉄鋼面	A種	RA種	3級	新規			3. 構内舗装等	◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。																																							
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考																																																		
鉄鋼面	A種	RA種	3級	新規																																																		
4. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ｽｸﾙｰﾌﾟ面</td> <td>B種</td> <td>RA種</td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td>ｽｸﾙｰﾌﾟ面</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>塗替</td> </tr> <tr> <td>ｶﾞｰﾄﾞ面</td> <td>B種</td> <td>RA種</td> <td>新規</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	ｽｸﾙｰﾌﾟ面	B種	RA種	新規	ｽｸﾙｰﾌﾟ面	B種	RB種	塗替	ｶﾞｰﾄﾞ面	B種	RA種	新規																																					
区分	種別	下地調整	備考																																																			
ｽｸﾙｰﾌﾟ面	B種	RA種	新規																																																			
ｽｸﾙｰﾌﾟ面	B種	RB種	塗替																																																			
ｶﾞｰﾄﾞ面	B種	RA種	新規																																																			
5. クリヤーラッカー塗り(L)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>B種</td> <td>RA種</td> <td>新規</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	木部	B種	RA種	新規																																													
区分	種別	下地調整	備考																																																			
木部	B種	RA種	新規																																																			



付近見取図

本工事場所



徳島大学医学部・歯学部・薬学部

本工事場所

配置図 1/2000

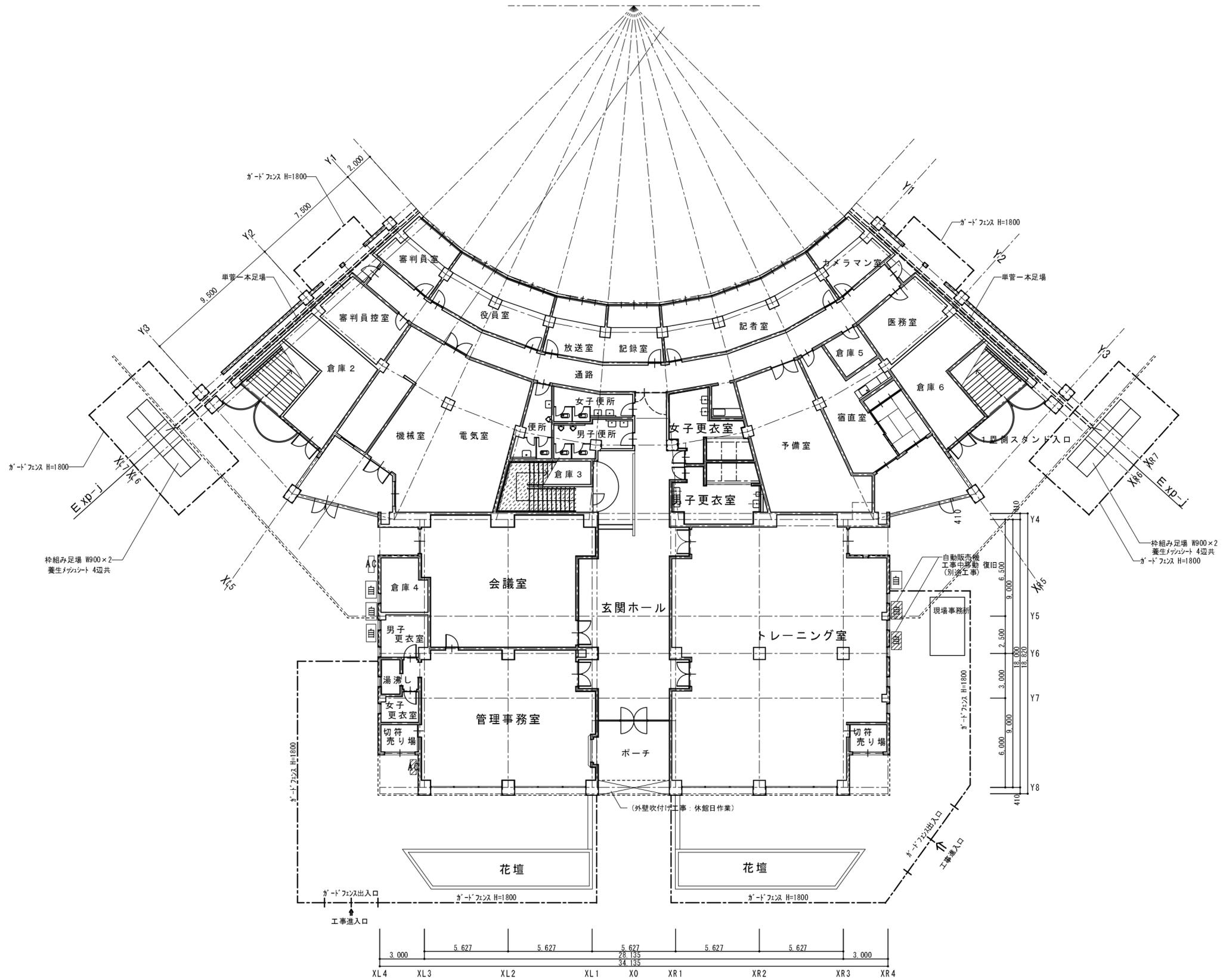
徳島県土整備部営繕課 徳島市加茂名中学校 徳島市西消防署	●工事名 R2営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事 ●図面名 付近見取り図・配置図	●図面番号 A-07 ●縮尺 1:2000	(株)植野一級建築設計事務所 植野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R02-3  
------------------------------------	----------------------------------------------------------	--------------------------	---------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

外部仕上表									
場所	部位	既存	既存処理	改修	場所	部位	既存	既存処理	改修
屋上 鉄骨基礎	平面	改修：超速硬化ウレタン塗膜防水吹付 75ファルト防水 保護モルタル 軽量コンクリート(7)70 モルタル打押し	一部既存防水層(全断面)撤去	塗膜防水 既存防水面 水洗い 防水下地調整 ゴム防水 保護モルタル 軽量コンクリート(7)70 防水モルタル打押し	スラット E xp-j 廻り	通路床面	75ファルト防水 保護モルタル 軽量コンクリート打押し	既存防水層(全断面)撤去	防水下地調整 ゴム防水 保護モルタル 軽量コンクリート打押し
	立上り			塗膜防水 コンクリート打放し ゴム防水 防水モルタル打押し		腰壁立上り	75ファルト防水 防水モルタル打押し	既存防水層(全断面)撤去	コンクリート打放し ゴム防水 防水モルタル打押し
	基礎天端			防水モルタル打押し 塗膜防水		腰壁	RC造 W170 コンクリート打放し	撤去	RC造新設 W170 コンクリート打放し
						笠木	防水モルタル打押し	撤去	防水モルタル打押し
1階外壁 北面	玄関柱、梁型	コンクリート打放し	水洗い	吹付タイル	手摺	SGP42 7φ×3.5 FP塗リ HI.250	撤去	SGP42 7φ×3.5 DP塗リ HI.250	
	外壁	石器質タイル張り	撤去	モルタル刷毛引き 吹付タイル	カバーフンス	亜鉛メッキメッキフンス W610	撤去	亜鉛メッキメッキフンス W610	
	面台	防水モルタル打押し 塗膜仕上げ	塗膜剥離 水洗い	塗膜防水	E xp-j	CH-PL-4.5 有孔 受け枠：L=50×50×4	撤去	防水モルタル下地 75製 E xp-j：クリアランス200用変移性能50%	
	75ミ建具		既存のまま	下枠ソールウグ 打替え					
床	コンクリート舗装 RC造補込	舗装、補込 撤去	コンクリート舗装(7)150 ゴムタイル張り(7)9.0						

内部仕上表 1																			
室名		床			巾木		壁			天井			廻り縁	天井高	備考	室名札	ブランド	VOC	
既存室名	改修後室名	既存床	既存床処理	改修床	既存巾木	改修巾木	下地部位	既存壁	既存壁処理	改修壁	既存天井	既存天井処理	改修天井	改修後	改修後	改修後			測定
1階 女子更衣室	女子更衣室	モルタル打押し 塩ビタイル(7)2.0	一部塩ビタイル撤去	一部塩ビタイル(7)2.0	一部ソフト巾木撤去 100	一部ソフト巾木 100	RC	コンクリート打放し EP塗リ	既存のまま	一部EP塗替	化粧石膏ボード(7)7	既存のまま		塩ビ廻り縁 既存のまま	2.500				
1階 湯沸し室	湯沸し室	モルタル打押し 塩ビタイル(7)2.0	一部塩ビタイル撤去	一部塩ビタイル(7)2.0	100角タイル張り	既存のまま	RC	100角タイル張り	既存のまま		石綿大平板(7)5 VP塗リ	既存のまま		塩ビ廻り縁 既存のまま	2.500	流し台一時取外し再取付			
1階 トレーニング室	トレーニング室	長尺塩ビシート(7)2.5 ワコーリング(7)15	一部塩ビシート撤去	一部塩ビシート(7)2.5	一部木製巾木撤去 100	一部 桧 SOP塗 100	RC CB	コンクリート打放し EP塗リ	既存のまま	一部EP塗替	石膏吸音ボード(7)9	既存のまま		塩ビ廻り縁 既存のまま	3.000				
3階 特別室	特別室	モルタル打押し タイルベタ敷き	床版撤去 ALC板(7)125共	モルタル打押し タイルベタ敷き(7)6.5 ALC板(7)125	ソフト巾木撤去 100	ソフト巾木 100	LGS下地 LGS下地 柱	石膏吸音ボード(7)9.5 EP塗 石膏吸音ボード(7)9.5 EP塗 55モルタル打押し EP塗	ボード撤去 下地共 石膏吸音ボード(7)9.5 EP塗 一部撤去	LGS下地新設 石膏吸音ボード(7)9.5 LGS下地新設 PB(7)12.5+9.5 EP塗 一部55モルタル打押し EP塗	化粧石膏ボード(7)9.5	石膏ボード撤去 LGS下地共	化粧石膏ボード(7)9.5 LGS下地	塩ビ廻り縁 取替	2.250	テープ撤去 新設 プレス DP塗リ			
3階 放送室(1)	放送室(1)	モルタル打押し タイルベタ敷き 合板下地 タイルベタ敷き	既存のまま		一部ソフト巾木撤去 100	一部ソフト巾木 100	LGS下地 LGS下地 柱	石膏吸音ボード(7)9.5 EP塗 石膏吸音ボード(7)9.5 EP塗 55モルタル打押し EP塗	一部撤去 下地共 既存のまま 既存のまま	LGS下地新設 石膏吸音ボード(7)9.5	化粧石膏ボード(7)9.5	既存のまま		塩ビ廻り縁 一部取替	2.250				
3階 放送室(3)	放送室(3)	モルタル打押し タイルベタ敷き 合板下地 タイルベタ敷き	既存のまま		一部ソフト巾木撤去 100	一部ソフト巾木 100	LGS下地 LGS下地 柱	石膏吸音ボード(7)9.5 EP塗 石膏吸音ボード(7)9.5 EP塗 55モルタル打押し EP塗	一部撤去 下地共 既存のまま 既存のまま	LGS下地新設 石膏吸音ボード(7)9.5	化粧石膏ボード(7)9.5	既存のまま		塩ビ廻り縁 一部取替	2.250				
3階 放送室(4)	放送室(4)	モルタル打押し タイルベタ敷き 合板下地 タイルベタ敷き	床版撤去 ALC板(7)125共	タイルベタ敷き(7)6.5 一部モルタル打押し 木下地組 75合板(7)12 ALC板(7)125	ソフト巾木撤去 100	ソフト巾木 100	LGS下地 LGS下地 柱	石膏吸音ボード(7)9 EP塗 石膏吸音ボード(7)9 EP塗 55モルタル打押し EP塗	ボード撤去 下地共 石膏吸音ボード(7)9 EP塗 一部撤去	LGS下地新設 石膏吸音ボード(7)9.5 LGS下地新設 PB(7)12.5+9.5 EP塗 一部55モルタル打押し EP塗	化粧石膏ボード(7)9.5	石膏ボード撤去 LGS下地共	化粧石膏ボード(7)9.5 LGS下地	塩ビ廻り縁 取替	2.250	棚撤去 新設 プレス DP塗リ			

凡例 (一般)	(構造、下地材)	(材料)	(塗料)	防火材料
GL : 基準地盤面	W : 木造	TB : テラゾウブロック	SOP : 合成樹脂調合ペイント	PB(7)9.5 : QM-8928
FL : 床仕上げ面	RC : 鉄筋コンクリート	HL : ヘヤーライン仕上	VP : 塩化ビニル樹脂エナメル	PB(7)12.5 : NM-8619
SL : コンクリート床版面	S : 鉄骨	PB : 石コウボード	EP : 合成樹脂エマルジョンペイント	防水PB(7)12.5 : NM-9364
PS : パイプスペース	CB : コンクリートブロック	GW : グラスウール	AP : アクリル樹脂エナメル	化粧石膏ボード(7)9.5 : NM-1139
DS : ダクトスペース	LGS : 軽量鉄骨	RD : ルーフドレン	FP : フタル酸樹脂エナメル	LGS下地 PB(7)12.5+12.5 両面 : 間仕切り1時間耐火
CH : 天井高さ	ALC : 軽量気泡コンクリート版	FD : フロアードレン	MEP : 多彩模様塗料	
			CL : クリヤーラッカー	
			UC : ウレタン樹脂ワニス	
			OS : オイルステイン	
			PU : ポリウレタン樹脂	
			DP : 耐候性塗料塗り	
			NAD : アクリル樹脂系非水分散形塗料	

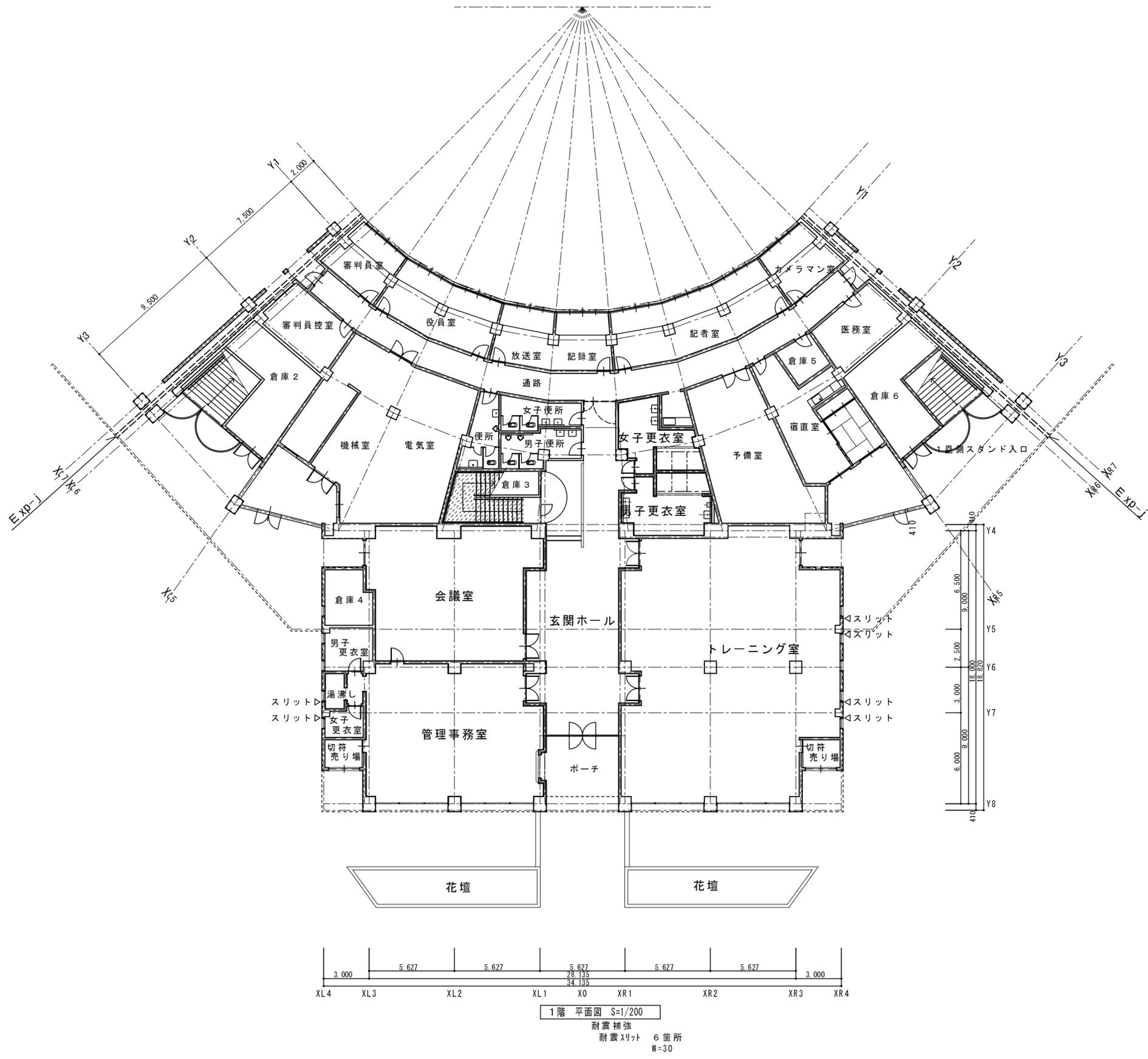
●工事名 R2 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事	●図面番号 A-08	(株) 植野建築設計事務所 植野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R02-3
●図面名 仕上表-1	●縮尺 NON		



徳島県土整備部営繕課
●工事名 R2営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事
●図面名 1階 平面図 仮設計画図

●図面番号 A-09
●縮尺 1:200

(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清
徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626

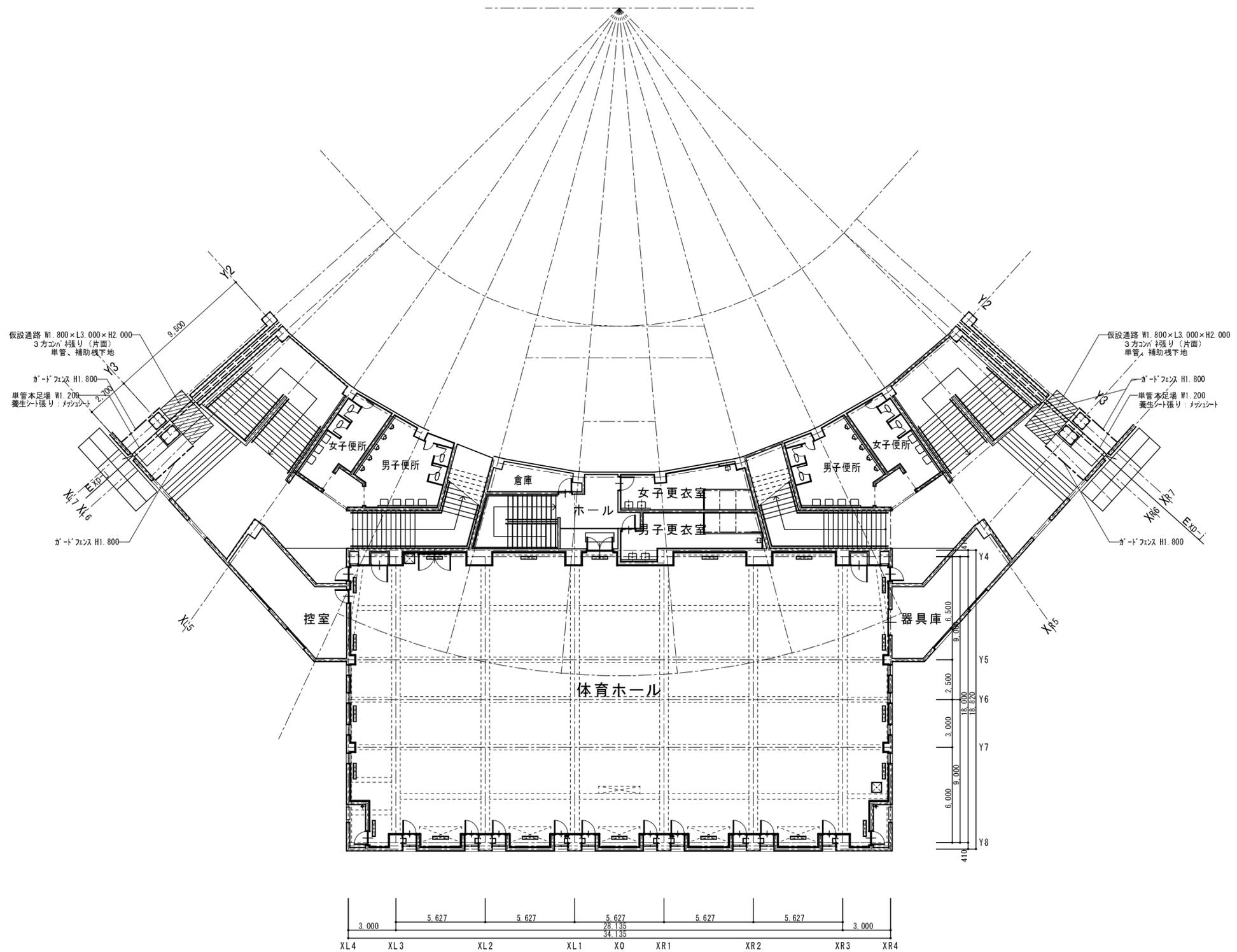


1階 平面図 S=1/200

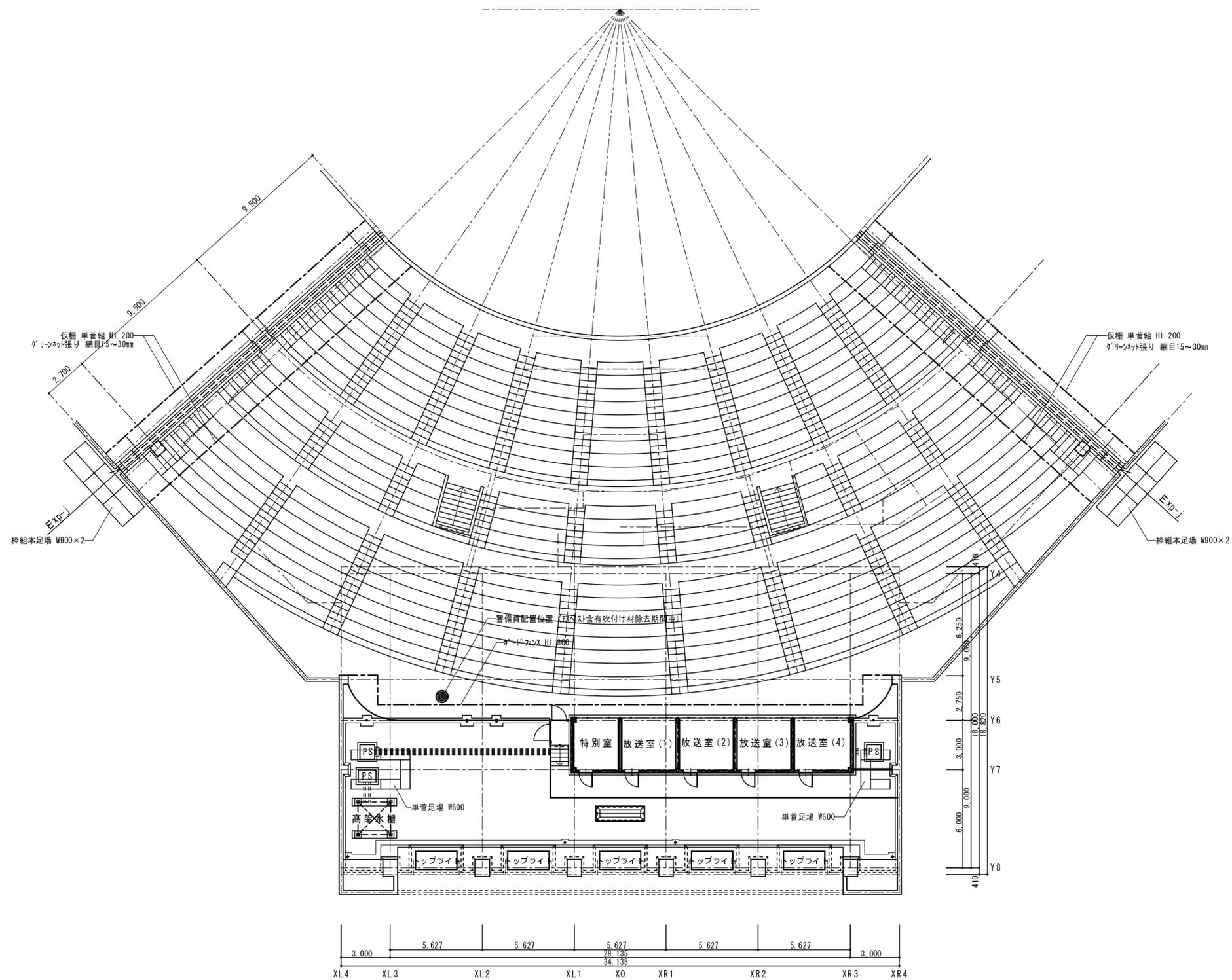
耐震補強
耐震スリット 6箇所
W=30

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事 ●図面名 1階 平面図 耐震補強図	●図面番号 A-10 ●縮尺 1:200	(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626
------------	------------------------------------------------------------	-------------------------	----------------------------------------------------------------------------

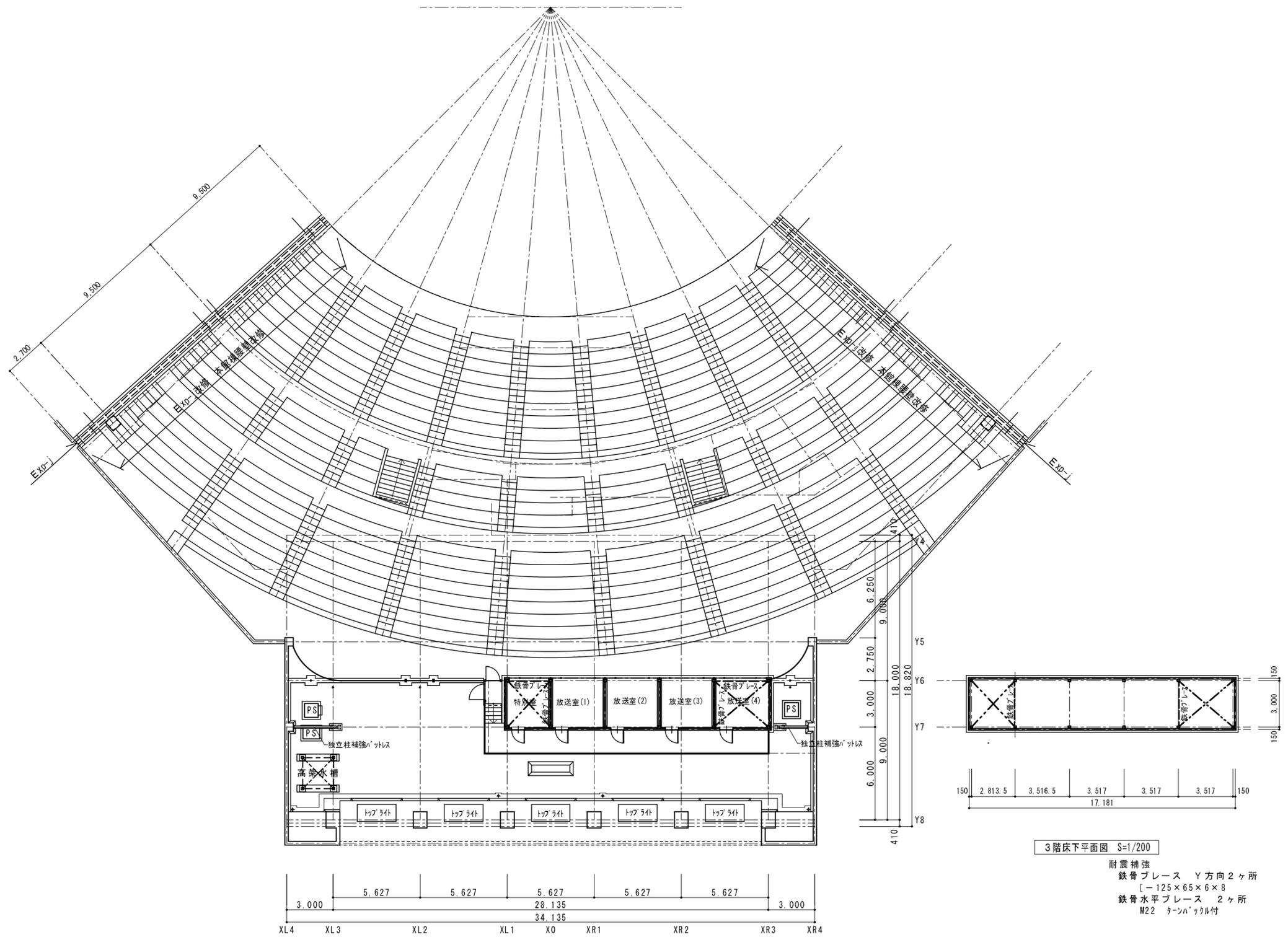




	徳島県土整備部営繕課 徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事	●図面番号 A-11 ●縮尺 1:200	R02-3 (株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626
	●図面名 2階 平面図 仮設計画図	徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626		



	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館複耐震改修他工事 ●図面名 3階 平面図 仮設計画図	●図面番号 A-12 ●縮尺 1:200	(株) 槇野一級建築設計事務所 槇野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R02-3 
--	------------	------------------------------------------------------------	-------------------------	----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------



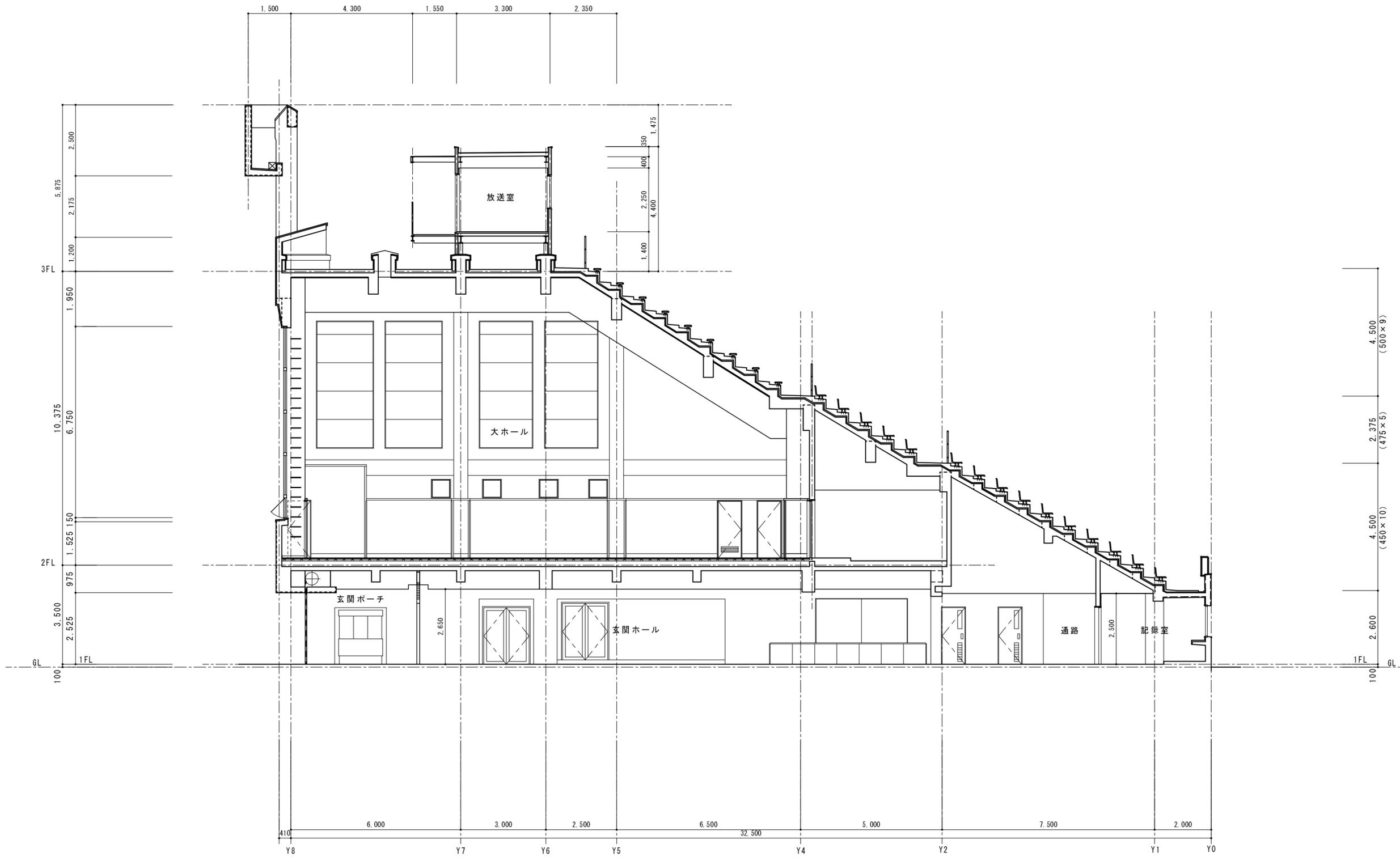
3階平面図 S=1/200

耐震補強
 鉄骨プレート X方向2ヶ所
 L-75×75×9
 鉄骨プレート Y方向2ヶ所
 M22 タンパックル付
 鉄骨水平プレート 2ヶ所
 M22 タンパックル付
 独立柱補強ハットレス 2カ所
 2[-150×75×6

3階床下平面図 S=1/200

耐震補強
 鉄骨プレート Y方向2ヶ所
 [-125×65×6×8
 鉄骨水平プレート 2ヶ所
 M22 タンパックル付

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事 ●図面名 3階平面図 耐震補強図	●図面番号 A-13 ●縮尺 1:200	(株) 榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626
------------	--------------------------------------------------------------	-------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

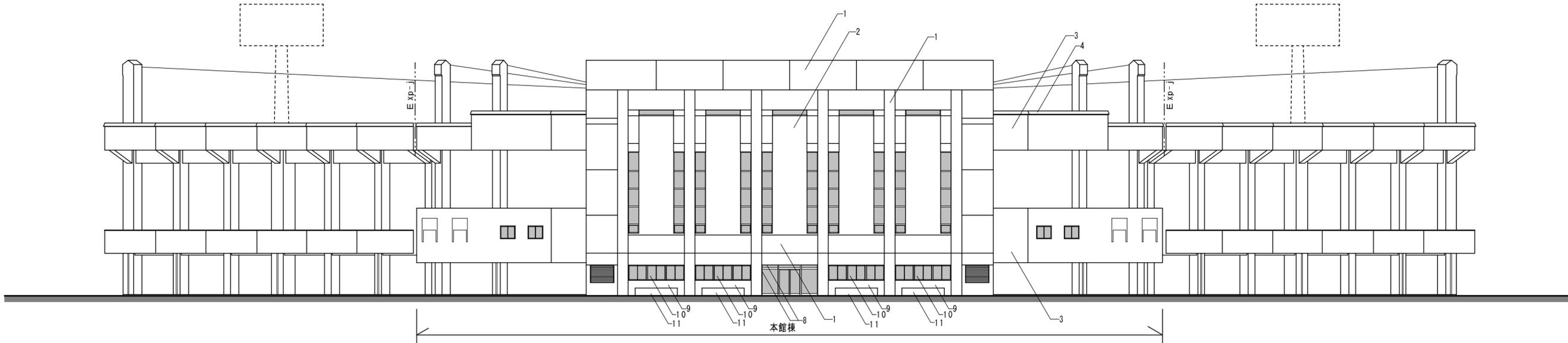


徳島県土整備部営繕課

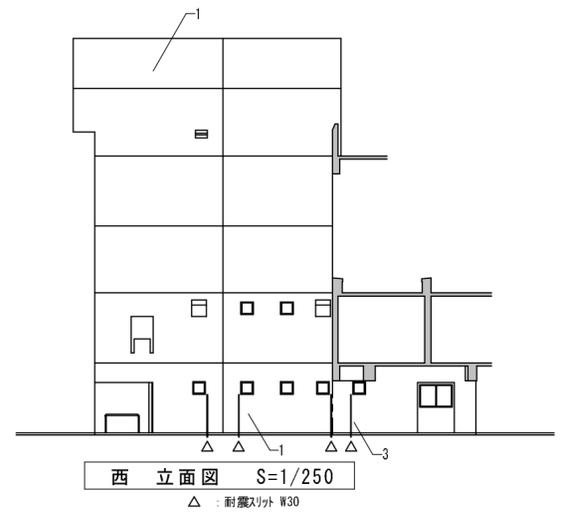
●工事名 R2営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事
●図面名 現況断面図

●図面番号 A-14
●縮尺 1:100

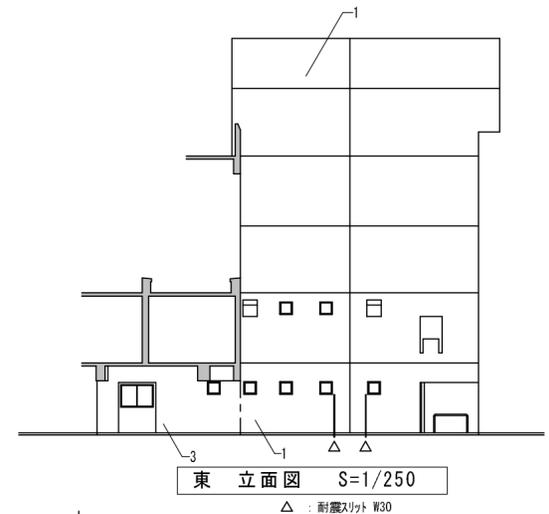
(株) 槇野一級建築設計事務所 槇野 清
徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626



北 立面図 S=1/250

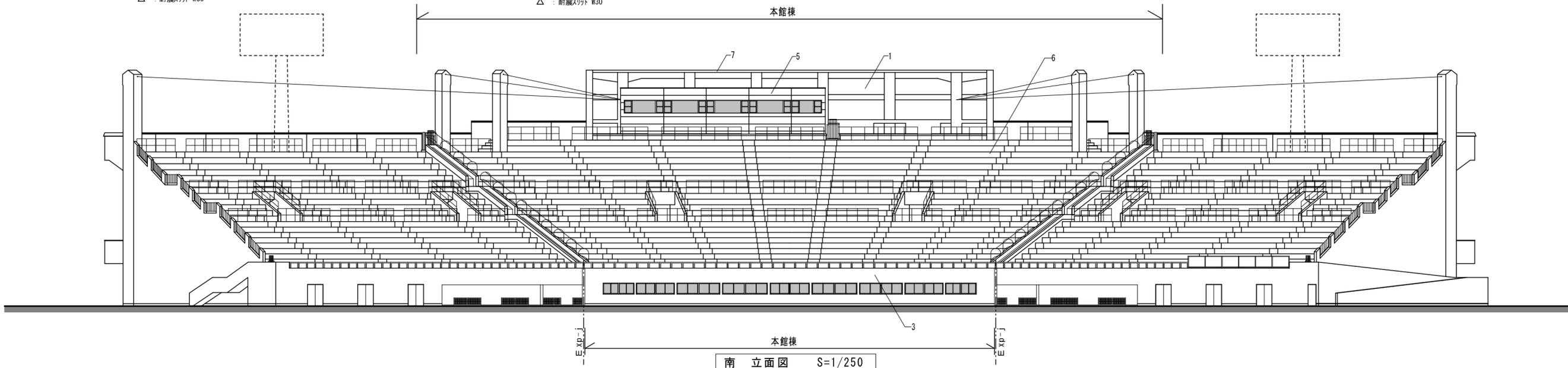


西 立面図 S=1/250
△ : 耐震スリット W30

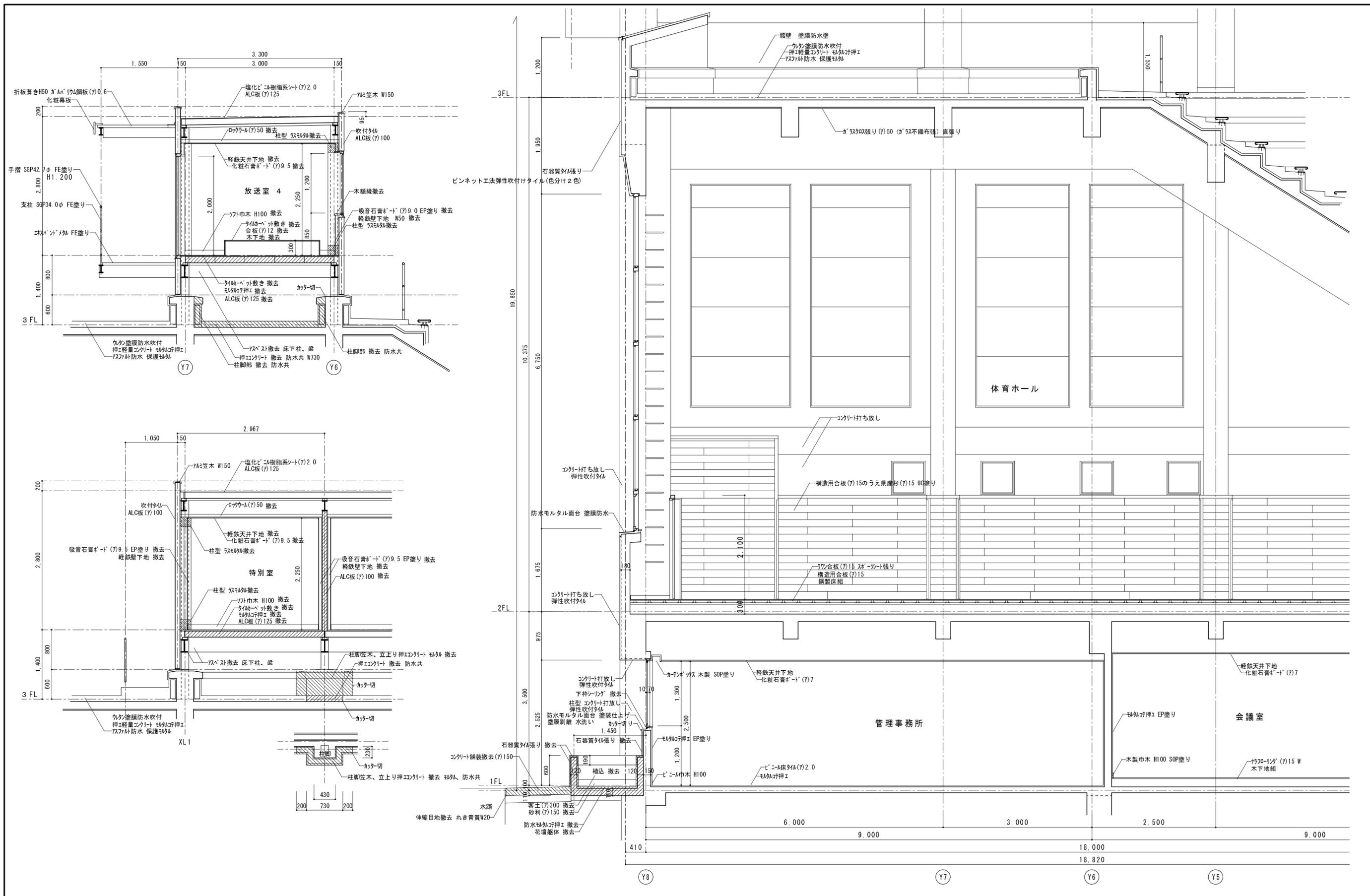


東 立面図 S=1/250
△ : 耐震スリット W30

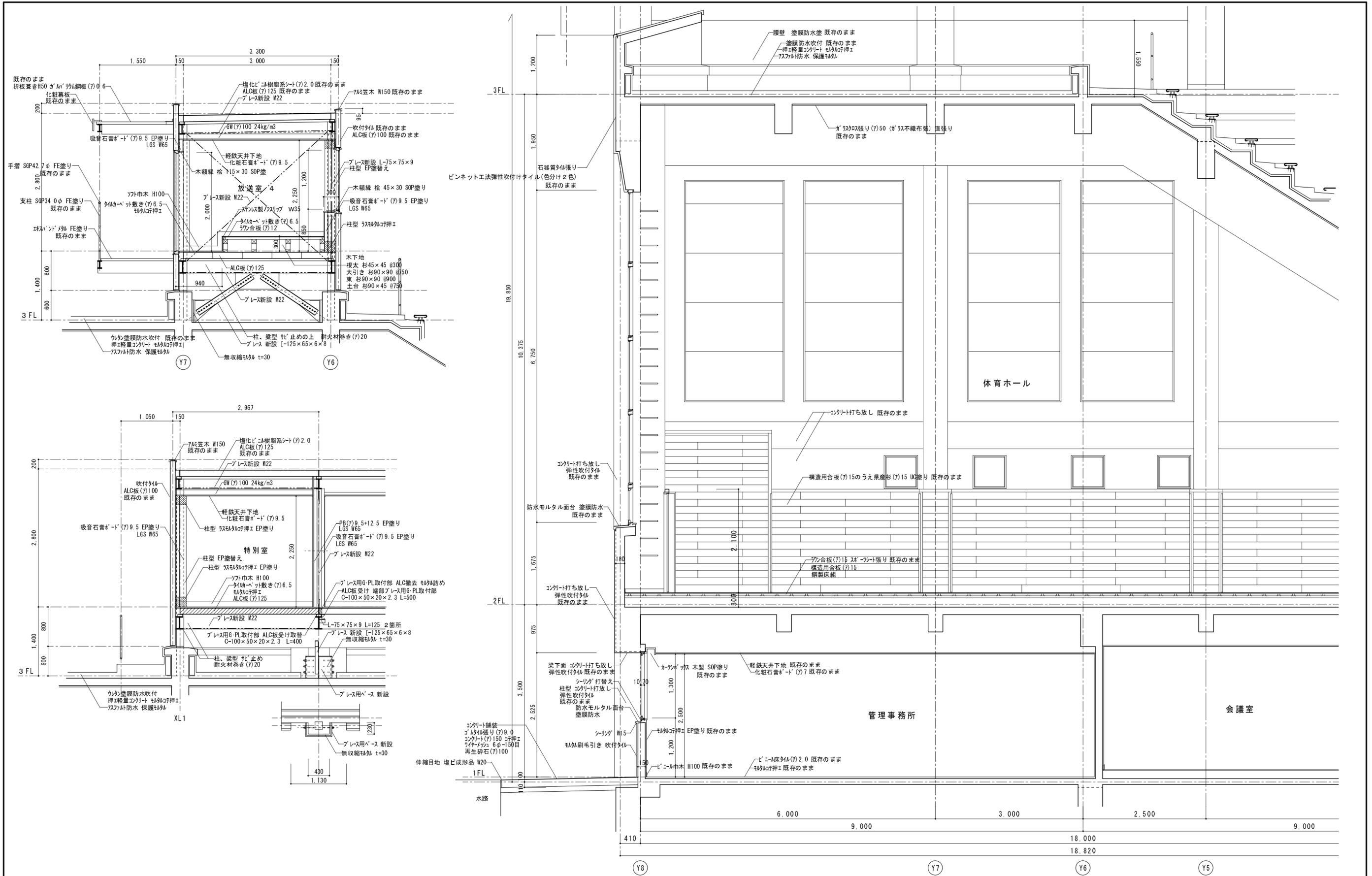
記号	場所	既存仕上げ	既存処理	改修仕上げ
①	外壁	コンクリート打放し 弾性吹付けタイル	既存のまま	
②	外壁	二丁掛け石器質タイル貼り ビンネット工法 弾性吹付けタイル	既存のまま	
③	外壁	コンクリート打放し	既存のまま	
④	外壁	二丁掛け石器質タイル貼り	既存のまま	
⑤	外壁	A L C板(7)100 吹付タイル	既存のまま	
⑥	床	アスファルト防水の上押エコンクリート ウレタン防水吹付	既存のまま	
⑦	笠木	モルタル塗り 塗膜防水	既存のまま	
⑧	柱、梁下	コンクリート打放し	高圧水洗、下地処理	吹付けタイル
⑨	外壁	二丁掛け石器質タイル貼り	タイル撤去	モルタル刷毛引き 吹付タイル
⑩	7#ミ建具		防水モルタル面台塗装剥離	下枠シーリング打替え 面台塗膜防水
⑪	植込	R C造 二丁掛け石器質タイル貼り	植込撤去	モルタル刷毛引き 吹付タイル

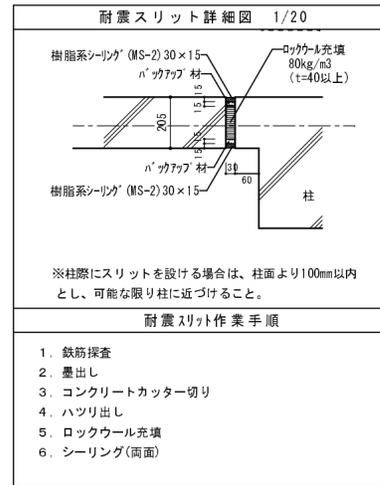
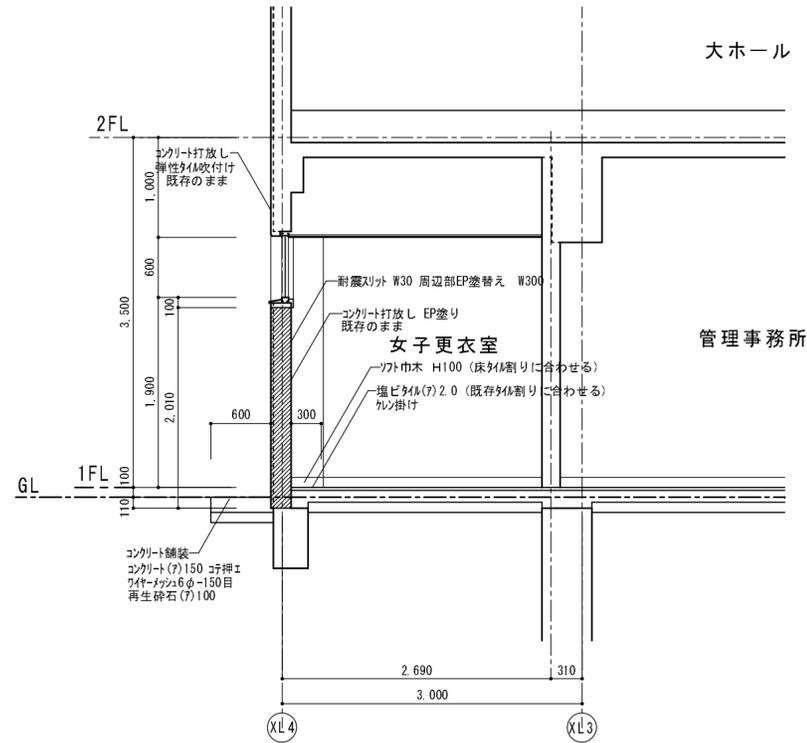


南 立面図 S=1/250

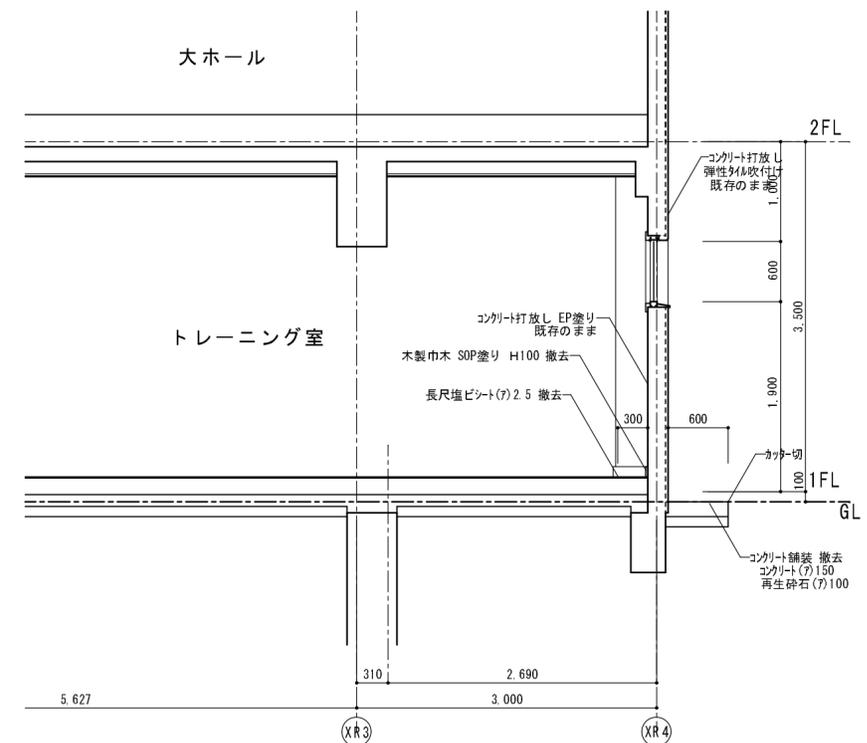
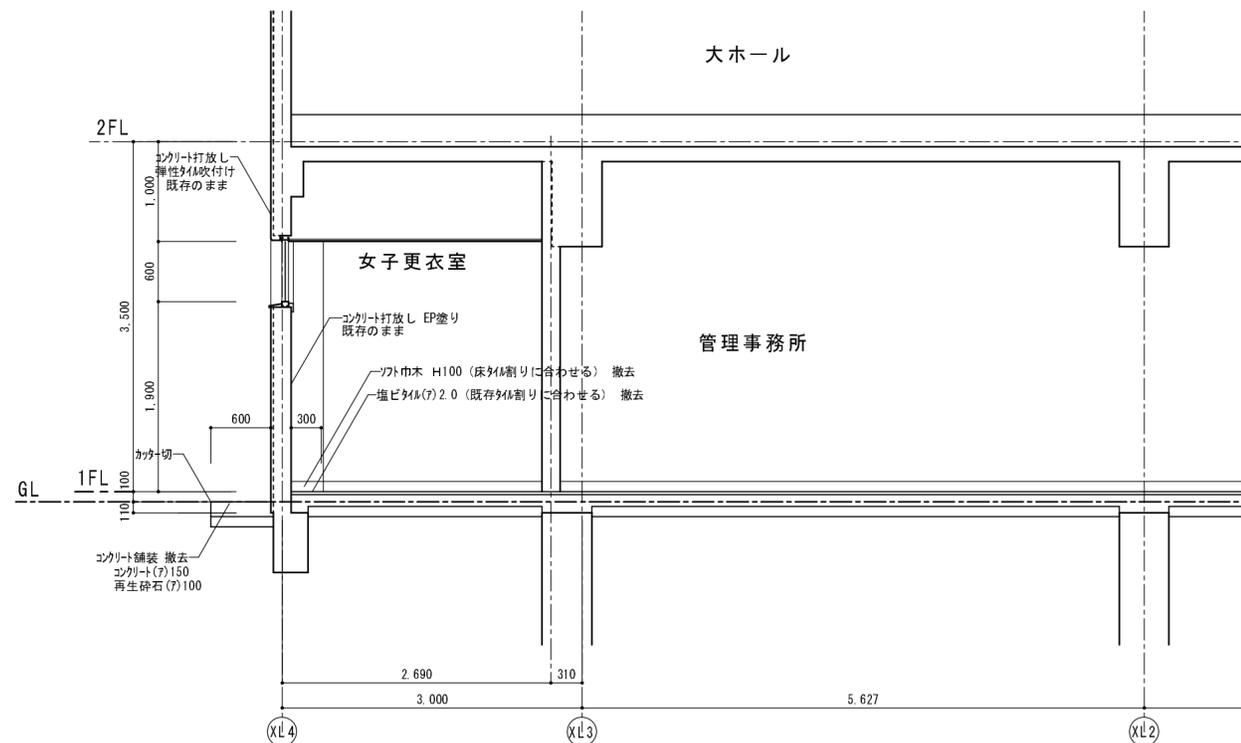
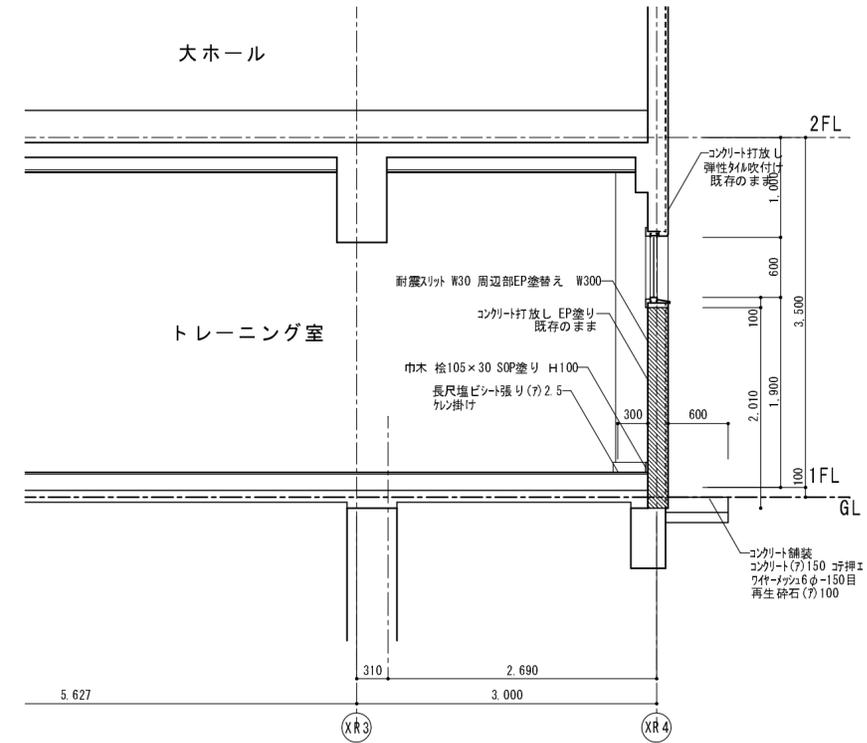


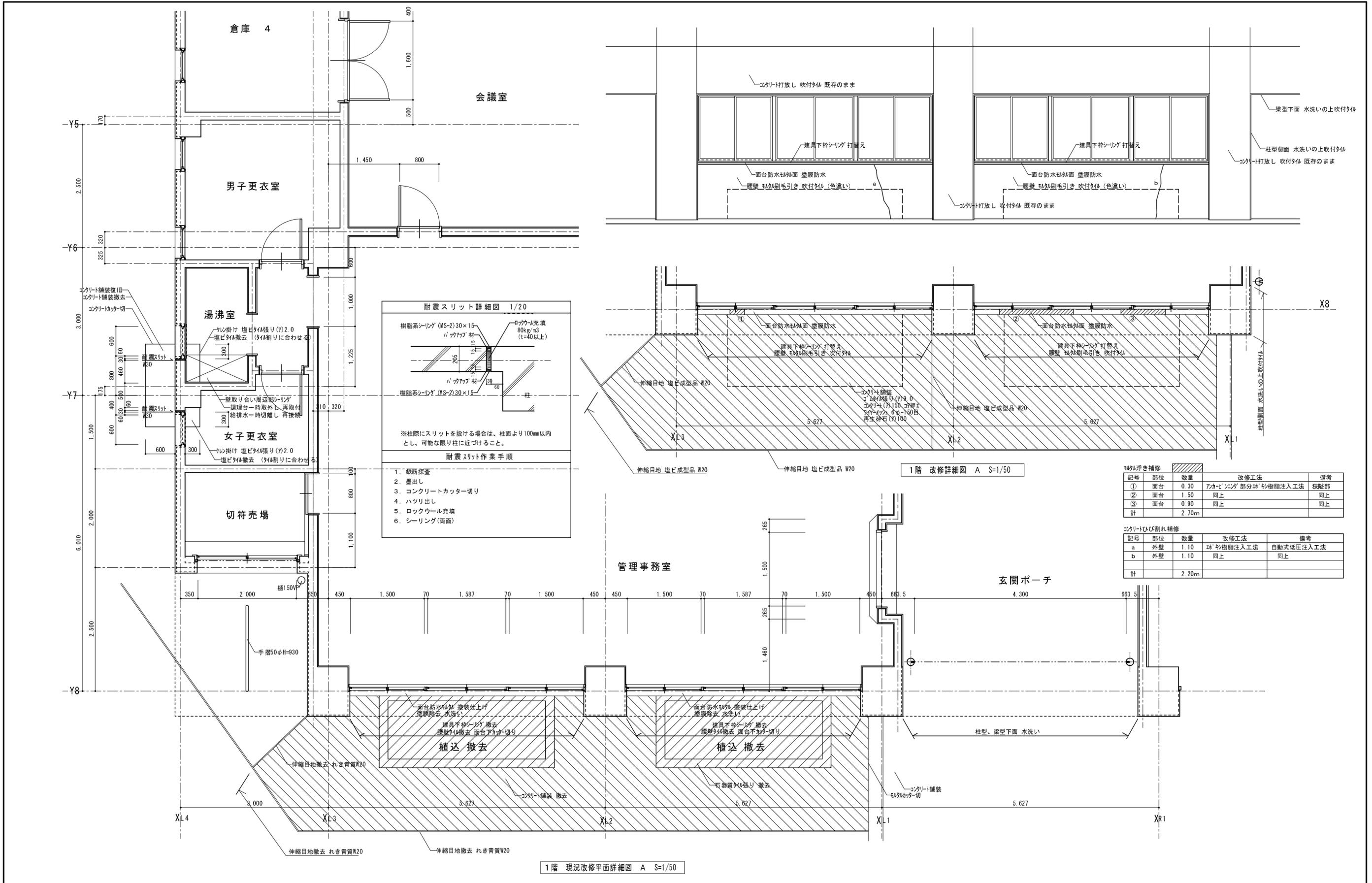
徳島県土整備部営繕課	● 工事名 R 2 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修工事	● 図面番号 A-16	(株) 植野一級建築設計事務所 植野 清 徳島市川内町榎瀬久木 8 2 1 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R02-3
	● 図面名 現況断面詳細図 撤去図	● 縮尺 1:50		

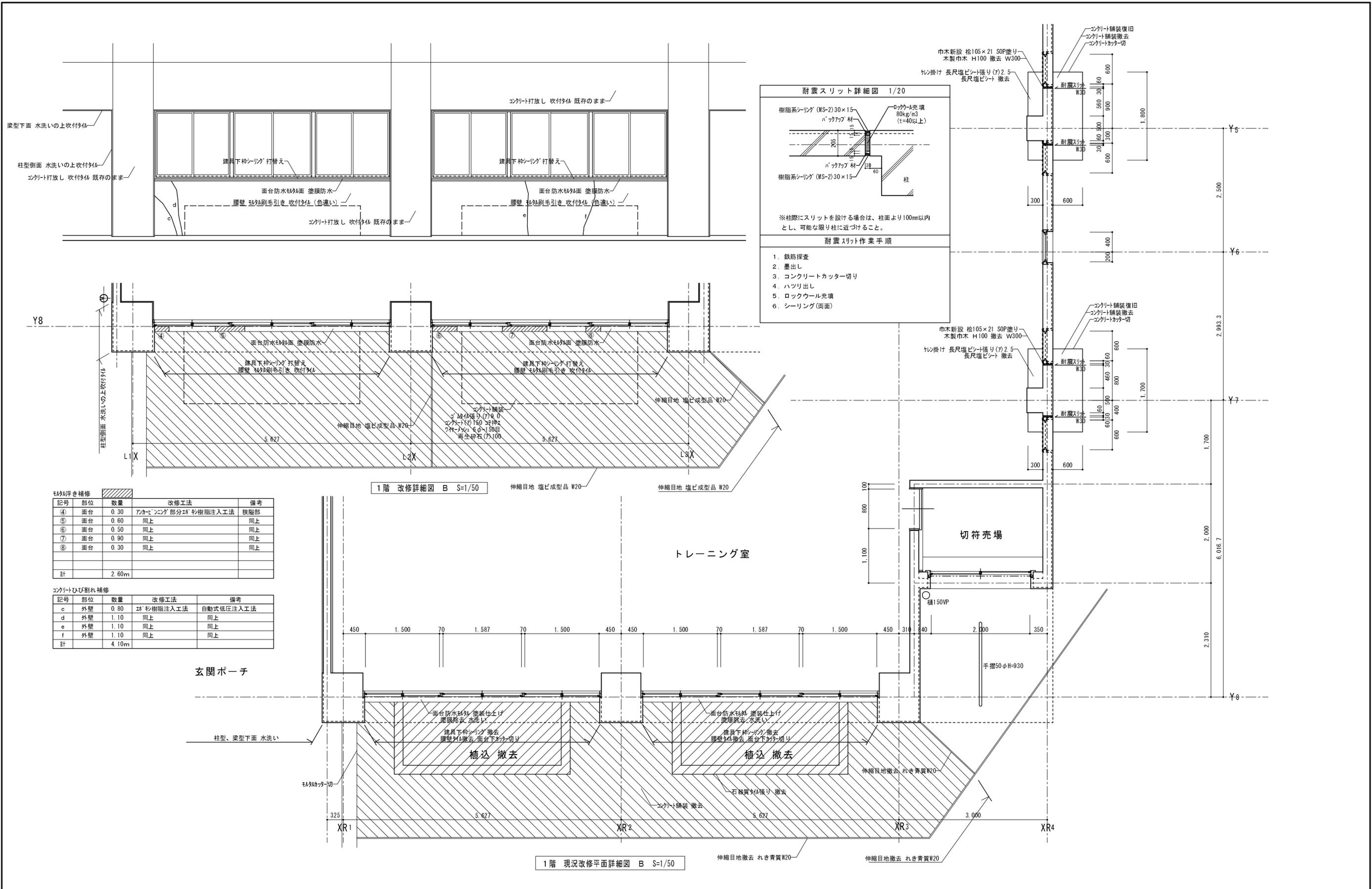




- 耐震スリット作業手順
1. 鉄筋探査
 2. 墨出し
 3. コンクリートカッター切り
 4. ハツリ出し
 5. ロックウール充填
 6. シーリング(両面)







耐震スリット詳細図 1/20

樹脂系シーリング (MS-2) 30×15
バックアップ材
ロックウール充填 (t=40以上) 80kg/m³

※柱際にスリットを設ける場合は、柱面より100mm以内とし、可能な限り柱に近づけること。

耐震スリット作業手順

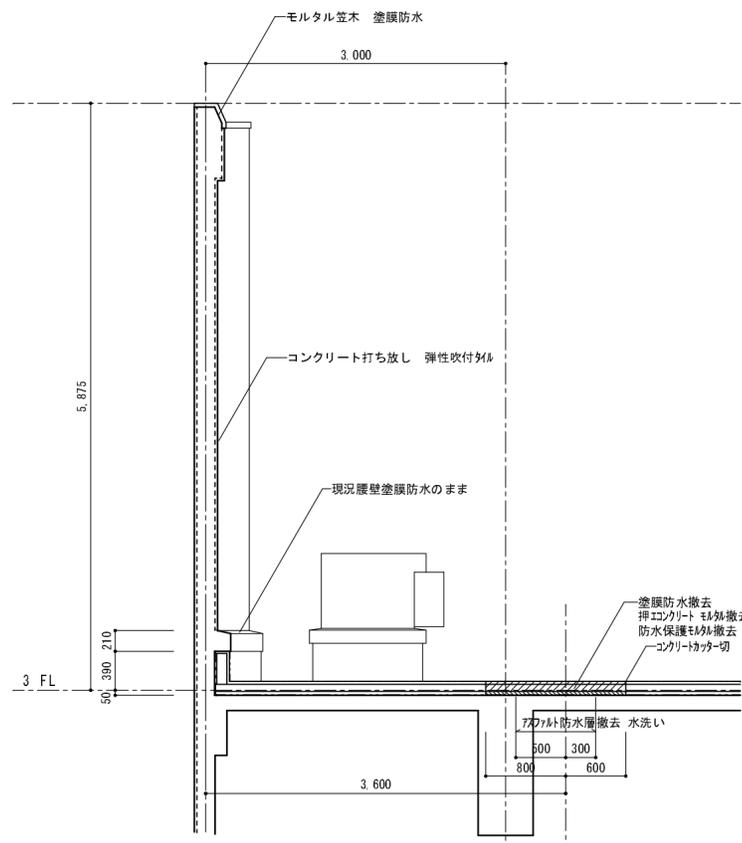
1. 鉄筋探査
2. 墨出し
3. コンクリートカッター切り
4. ハツリ出し
5. ロックウール充填
6. シーリング(両面)

モルタル浮き補修

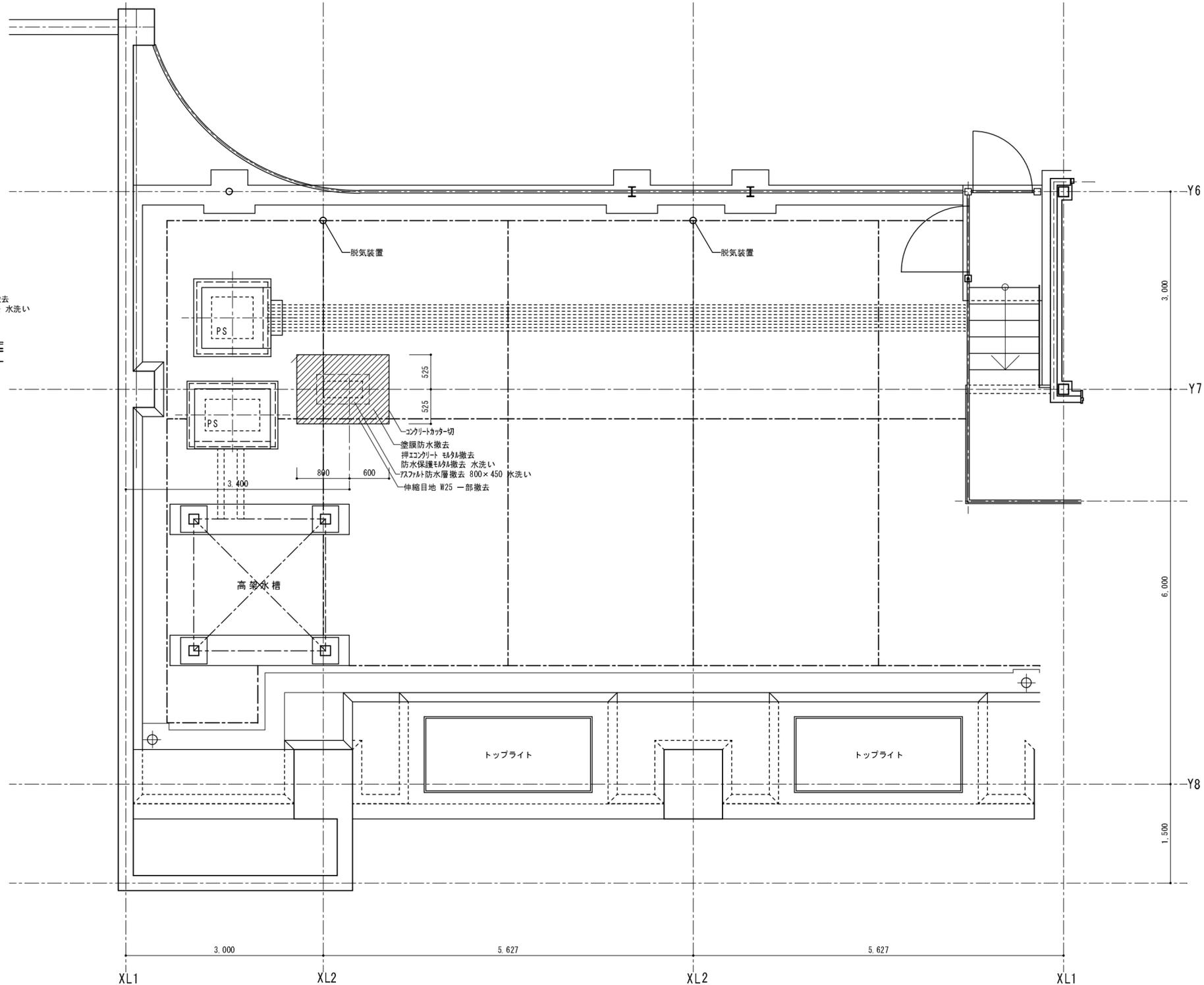
記号	部位	数量	改修工法	備考
④	面台	0.30	アカービシノン [®] 部分 [®] 杉樹脂注入工法	狭隙部
⑤	面台	0.60	同上	同上
⑥	面台	0.50	同上	同上
⑦	面台	0.90	同上	同上
⑧	面台	0.30	同上	同上
計		2.60m		

コンクリートひび割れ補修

記号	部位	数量	改修工法	備考
c	外壁	0.80	エポキシ樹脂注入工法	自動式低圧注入工法
d	外壁	1.10	同上	同上
e	外壁	1.10	同上	同上
f	外壁	1.10	同上	同上
計		4.10m		

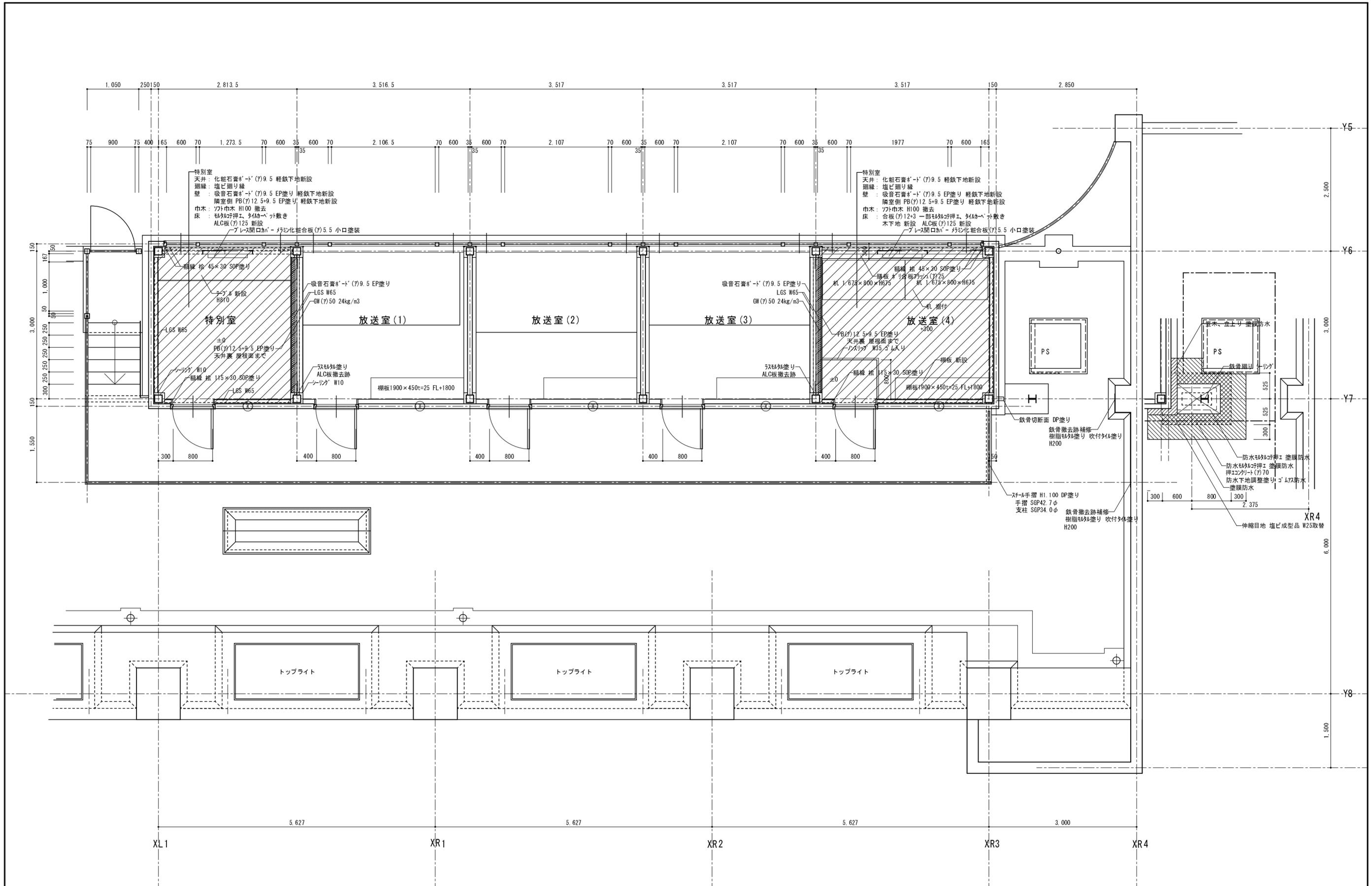


独立柱廻り 断面詳細図 S=1/50

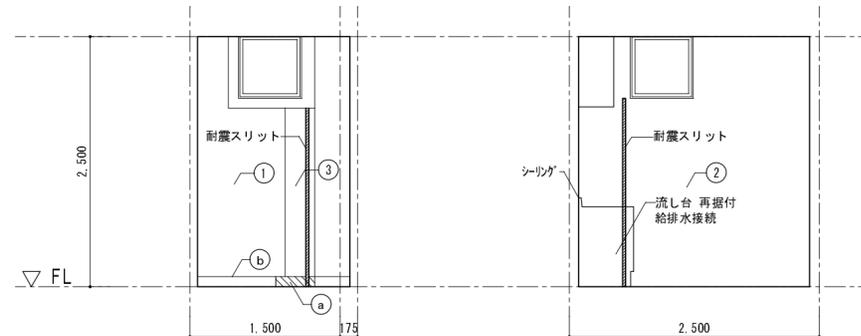


徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事	●図面番号 A-21	(株)榎野一級建築設計事務所 榎野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R02-3
	●図面名 3階 現況平面詳細図 A	●縮尺 1:50		





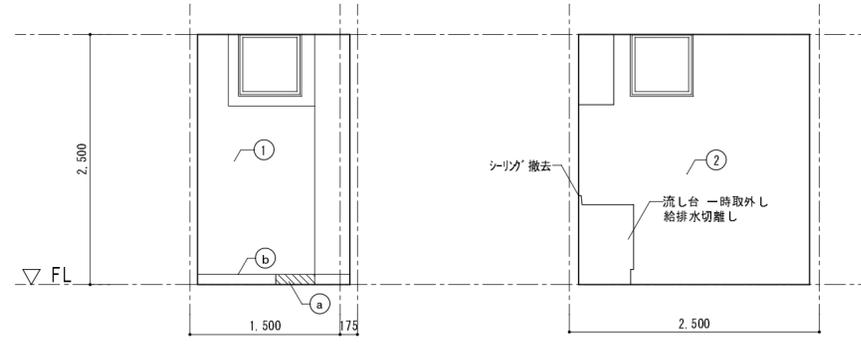
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 蔵本公園 徳・庄町1 野球場本館棟耐震改修他工事	●図面番号 A-24	(株)植野一級建築設計事務所 植野 清 徳島市川内町榎瀬久木821 TEL 088-665-0644 FAX 088-665-5626	R02-3
	●図面名 3階 改修平面詳細図 B	●縮尺 1:50		



女子更衣室

湯沸室

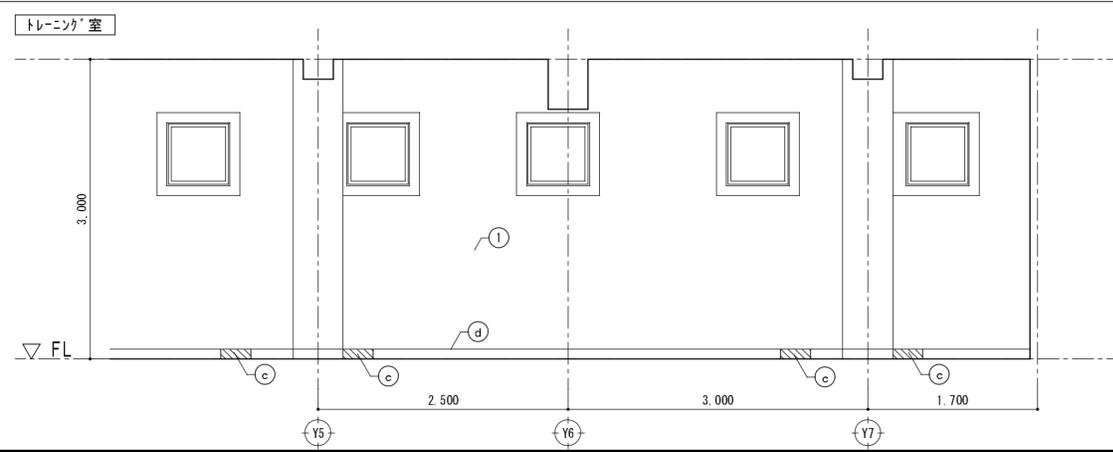
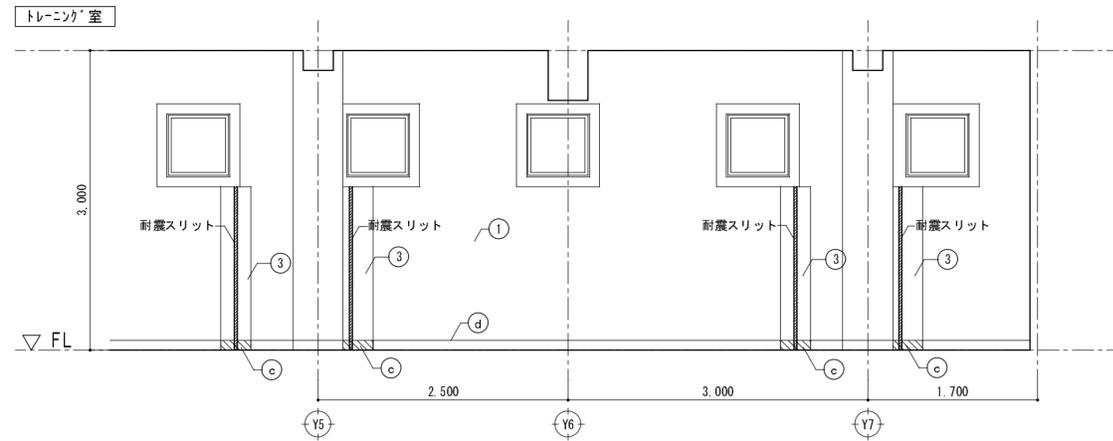
改修
↑
現況



女子更衣室

湯沸室

記号	既存仕上	既存処理	改修仕上
壁	①	コンクリート打放しEP塗り	既存のまま
	②	100角半磁器タイル張り	既存のまま
	③	コンクリート打放しEP塗り	下地調整 EP塗替え
巾木	a	ソフト巾木 H=100	撤去 ソフト巾木 H=100
	b	ソフト巾木 H=100	既存のまま
	c	木製巾木 SOP塗り	撤去 桧巾木 SOP塗り
	d	木製巾木 SOP塗り	既存のまま



改修
↑
現況

記号	既存仕上	既存処理	改修仕上
壁	①	コンクリート打放しEP塗り	既存のまま
	②	100角半磁器タイル張り	既存のまま
	③	コンクリート打放しEP塗り	下地調整 EP塗替え
巾木	a	ソフト巾木 H=100	撤去 ソフト巾木 H=100
	b	ソフト巾木 H=100	既存のまま
	c	木製巾木 SOP塗り	撤去 桧巾木 SOP塗り
	d	木製巾木 SOP塗り	既存のまま